

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	7
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局総務部総務課】	9
○ 北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】	11
○ 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	12
○ 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例【交通局総務経営課】	20
◇ 規 則	
○ 北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	21
◇ 告 示	
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】	24
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	26
○ 道路の区域決定【建設局総務部管理課】	27
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】	31
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	70
○ 街区の区域変更及び増設【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】	84

◇ 公 告

- 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】 8 6

◇ 訓 令

- 北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】 8 7

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 8 8
- 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 8 9

◇ 教育委員会

- 北九州市立幼稚園規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局学校支援部学事課】 9 5

◇ 雑 報

- 公募型企画提案方式に係る手続の開始【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立医療センター事務局管理課】 9 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

- 1 住民基本台帳法の一部改正に伴い、次のとおり手数料を新設することにしました。

手数料を徴収する事務	手数料の金額
住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書 ¹ の交付	1通につき300円
住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき300円

- 2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を次のとおり改定することにしました。

危険物の貯蔵最大数量	改正前	改正後
10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満のもの	1件につき1,580,000円	1件につき1,590,000円
50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満のもの	1件につき1,940,000円	1件につき1,950,000円
100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満のもの	1件につき2,260,000円	1件につき2,270,000円

この条例は、1については令和元年9月30日から、2については同年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 勤労青少年ホームを廃止することにしました。
- 2 へき地保育所の使用料を次のように改めることにしました。

改正前	改正後
1月につき 4,000円	子ども・子育て支援法第30条第2項第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

- 3 西部勤労婦人センターの舞台ホールの使用料を次のように改めることにしました。

改正前	1時間又はその端数ごとに1,870円							
改正後	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>1時間又はその端数ごとに1,870円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>1時間又はその端数ごとに2,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>1時間又はその端数ごとに3,740円</td> </tr> </tbody> </table>	A	1時間又はその端数ごとに1,870円	B	1時間又はその端数ごとに2,800円	C	1時間又はその端数ごとに3,740円	<ol style="list-style-type: none"> 1 舞台ホールのA、B及びCの適用区分は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) Aは、入場料等の最高額が1人1回につき1,000円以下のとき。 (2) Bは、入場料等の最高額が1人1回につき1,000円を超え、3,000円以下のとき。 (3) Cは、入場料等の最高額が1人1回につき3,000円を超えるとき。 2 リハーサルのための舞台ホールの使用に係る使用料の額は、Aの使用料の額の10割に相当する額とする。 3 舞台ホールの使用に当たり、第1和室又は第2和室を使用する場合における第1和室及び第2和室の使用料の額は、次の各号に掲げる舞台ホールの使用料の適用区分に応じ、当該各号に定める額とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) Aの適用区分 規定使用料の額 (2) Bの適用区分 規定使用料の額の15割に相当する額 (3) Cの適用区分 規定使用料の額の
A	1時間又はその端数ごとに1,870円							
B	1時間又はその端数ごとに2,800円							
C	1時間又はその端数ごとに3,740円							

		20割に相当する額
--	--	-----------

この条例は、1については令和2年4月1日から、2については令和元年10月1日から、3については同年11月1日から施行することにしました。

◇北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、子育てのための施設等利用給付に係る過料を定めることにしました。

この条例は、令和元年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、食事の提供に要する費用の取扱いを変更する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和元年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

消費税法及び福岡県税条例の一部改正に伴い、一般乗合自動車の普通旅客運賃の上限額を次のとおり改定することにしました。

乗車区数	改正前	改正後
3区	260円	270円
4区	290円	300円
5区	320円	330円
6区	350円	360円
7区	380円	390円
8区以上	7区から1区増すごとに20円を380円に加えた額	7区から1区増すごとに20円を390円に加えた額

この条例は、令和元年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

特別徴収に係る個人の市民税の賦課に関する事務等を所掌する課税第二課を財政局税務部に新設する等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和元年10月1日から施行することにしました。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 2 号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成 1 2 年北九州市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

(7)	住民基本台帳法第 20 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付		1 通につき 3 0 0 円	
-----	---	--	----------------	--

を

(6) の 3	住民基本台帳法第 15 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書の交付		1 通につき 3 0 0 円	
(7)	住民基本台帳法第 20 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付		1 通につき 3 0 0 円	
(7) の 2	住民基本台帳法第 21 条の 3 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付		1 通につき 3 0 0 円	

に

改め、同表第 1 2 6 号中「1, 5 8 0, 0 0 0 円」を「1, 5 9 0, 0 0 0 円」に、「1, 9 4 0, 0 0 0 円」を「1, 9 5 0, 0 0 0 円」に、「2, 2 6

0,000円」を「2,270,000円」に改め、同表第143号中「第7号まで、第8号」を「第8号まで」に改め、同表第144号中「第6号」の次に「、第6号の3」を加える。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表並びに同表第143号及び第144号の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 3 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「にいう社会福祉施設のほか勤労青少年ホームその他これら」を「第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業のための施設その他これ」に改める。

別表第 1 の勤労青少年ホームの項を削る。

別表第 2 のへき地保育所の項中「1 月につき 4, 0 0 0 円」を「子ども・子育て支援法第 3 0 条第 2 項第 4 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」に改め、同表の働く婦人の家の西部勤労婦人センター使用料の項中

舞台ホール		1 時間又はその端数ごとに 1, 8 7 0 円	を
舞台ホール	A	1 時間又はその端数ごとに 1, 8 7 0 円	に
	B	1 時間又はその端数ごとに 2, 8 0 0 円	
	C	1 時間又はその端数ごとに 3, 7 4 0 円	

改め、同表の働く婦人の家の項備考の欄に次の 3 項を加える。

3 舞台ホールの A、B 及び C の適用区分は、次のとおりとする。

- (1) A は、入場料等の最高額が 1 人 1 回につき 1, 0 0 0 円以下のとき。
- (2) B は、入場料等の最高額が 1 人 1 回につき 1, 0 0 0 円を超え、3, 0 0 0 円以下のとき。
- (3) C は、入場料等の最高額が 1 人 1 回につき 3, 0 0 0 円を超えるとき。

4 リハーサルのための舞台ホールの使用に係る使用料の額は、A の使用料の額の 1 0 割に相当する額とする。

5 舞台ホールの使用に当たり、第 1 和室又は第 2 和室を使用する場合における第 1 和室及び第 2 和室の使用料の額は、次の各号に掲げる舞台ホールの使

用料の適用区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) Aの適用区分 規定使用料の額
- (2) Bの適用区分 規定使用料の額の15割に相当する額
- (3) Cの適用区分 規定使用料の額の20割に相当する額

別表第4の児童厚生施設の項備考の欄第2項第1号中「入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）」を「入場料等」に改め、同表の勤労青少年ホームの項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。ただし、別表第4の児童厚生施設の項備考の欄第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(1) 別表第2のへき地保育所の項の改正規定及び次項の規定 令和元年10月1日

(2) 別表第2の働く婦人の家の西部勤労婦人センター使用料の項の改正規定及び同表の働く婦人の家の項備考の欄に3項を加える改正規定並びに付則第3項の規定 令和元年11月1日

(3) 第2条の改正規定並びに別表第1の勤労青少年ホームの項及び別表第4の勤労青少年ホームの項を削る改正規定並びに付則第4項の規定 令和2年4月1日

(経過措置)

2 改正後の別表第2のへき地保育所の項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後のへき地保育所の使用に係る使用料について適用し、同日前のへき地保育所の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第2の働く婦人の家の項の規定は、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に許可を受ける第1和室及び第2和室並びに舞台ホールの使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた第1和室及び第2和室並びに舞台ホールの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 付則第1項第3号に掲げる規定による改正前の北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定により発行された勤労青少年ホームの回数券で未使用のものについて、既に納付した利用料金は、返還しない。

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 4 号

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例（平成 2 6 年北九州市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 3 条第 1 項」の次に「（法第 3 0 条の 3 において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同項」を「法第 1 3 条第 1 項」に改め、同条第 2 号中「第 1 4 条第 1 項」の次に「（法第 3 0 条の 3 において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「又は同項」を「又は法第 1 4 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 5 号

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 2 6 年北九州市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「及び」の次に「子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）並びに」を加え、同条第 2 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 3 条第 1 項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第 4 条第 4 号中「第 2 2 条」を「第 2 2 条第 1 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第 1 4 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 7 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 8 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 9 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 1 0 条の見出し及び同条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 1 1 条及び第 1 2 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認

定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

- ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ
- （ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - （ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円
 - （イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円）
- イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から

第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第14条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第22条第1項及び第2項ただし書並びに第25条(見出しを含む。)から第27条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第28条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子

ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第29条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第31条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第33条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第35条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「提供した」を削り、「に係る必要な事項」を「の提供」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「には特別利用保育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ」を加え、「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」に改める。

第37条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「には特別利用教育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ」を、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第14条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）

)」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第38条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「、その利用定員の数を」を削り、「付則第6項」を「付則第4項」に改める。

第39条第1項中「利用者負担」を「第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第40条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第44条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第51条において準用する第15条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同

項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第47条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第48条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「提供した」を削り、「に係る必要な事項」を「の提供」に改める。

第51条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第15条第1項」を「第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第13条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に、「同項第2号」を「法第19条第1項第2号」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章（第40条第2項及び第41条第2項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（

第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第40条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第53条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に、「同項第1号」を「法第19条第1項第1号」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

付則第2項中「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設」とあるのは「当該特定教育・保育施設」と、「定める額とする。）」とあるのは「定める額」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第20条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

付則中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とする。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 6 号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和 3 9 年北九州市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 1 号アの表の 3 区の項中「2 6 0 円」を「2 7 0 円」に改め、同表の 4 区の項中「2 9 0 円」を「3 0 0 円」に改め、同表の 5 区の項中「3 2 0 円」を「3 3 0 円」に改め、同表の 6 区の項中「3 5 0 円」を「3 6 0 円」に改め、同表の 7 区の項及び 8 区以上の項中「3 8 0 円」を「3 9 0 円」に改める。

付 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 5 号

北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 北九州市事務分掌規則(昭和 4 3 年北九州市規則第 7 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条 財政局税務部課税課の項中「課税課」を「課税第一課」に改め、「軽自動車税係」を削り、同項の次に次のように加える。

課税第二課

特別徴収係

軽自動車税係

第 3 条 財政局税務部の項中「課税課」を「課税第一課」に改め、同条財政局税務部課税課軽自動車税係の項を削り、同条財政局税務部固定資産税課の項の前に次のように加える。

課税第二課

特別徴収係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 特別徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。
- (3) 特別徴収に係る個人の市民税及びこれに付随する税外収入の収納及び督促に関すること。

軽自動車税係

- (1) 軽自動車税の賦課に関すること。
- (2) 所管に属する市税の証明に関すること。

(北九州市事業所事務分掌規則の一部改正)

第 2 条 北九州市事業所事務分掌規則(昭和 4 3 年北九州市規則第 7 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の ^{東部市税事務所} 市民税課市民税係の項第 1 号中「普通徴収及び _{西部市税事務所}

年金所得に係る特別徴収に係る」を削り、「こと」の次に「(税務部課税第二課の所管に属するものを除く。)」を加え、同表の ^{東部市税事務所} _{西部市税事務所} 市民税

課特別徴収係（東部市税事務所に限る。）の項を削り、同表の東部市税事務
西部市税事務

所
所
門司税務課（東部市税事務所に限る。）
小倉南税務課（東部市税事務所に限る。）
若松税務課（西部市税事務所に限る。） 市民税係の項第2号中「普通徴
八幡東税務課（西部市税事務所に限る。）
戸畑税務課（西部市税事務所に限る。）
収及び年金所得に係る特別徴収に係る」を削り、「こと」の次に「（税務部
課税第二課の所管に属するものを除く。）」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
（北九州市公印規則の一部改正）
- 2 北九州市公印規則（昭和38年北九州市規則第6号）の一部を次のように
改正する。

別表第1の専用市長印の税務専用北九州市長印の項中

「

財政局税務部 課税課長	財政局税務部 課税課
----------------	---------------

を

」

「

財政局税務部 課税第一課長	財政局税務部 課税第一課
------------------	-----------------

に

」

改め、同表の専用市長印の帳票類専用訂正北九州市長印の項中

「

財政局税務部 課税課長及び 固定資産税課 長並びに市税 事務所市民税 課長、門司税	財政局税務部 課税課及び固 定資産税課並 びに市税事務 所市民税課、 門司税務課、
--	--

を

務課長、小倉南税務課長、若松税務課長、八幡東税務課長及び戸畑税務課長	小倉南税務課、若松税務課、八幡東税務課及び戸畑税務課
------------------------------------	----------------------------

財政局税務部課税第二課長及び固定資産税課長並びに市税事務所市民税課長、門司税務課長、小倉南税務課長、若松税務課長、八幡東税務課長及び戸畑税務課長	財政局税務部課税第二課及び固定資産税課並びに市税事務所市民税課、門司税務課、小倉南税務課、若松税務課、八幡東税務課及び戸畑税務課
--	--

に

改める。

(北九州市会計規則の一部改正)

- 3 北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

課税課	課税課長	を
-----	------	---

課税第一課	課税第一課長	に
課税第二課	課税第二課長	

改める。

北九州市告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
25	門司行橋線	前	北九州市門司区本町3番3地先から 北九州市小倉南区大字朽網3914番54地先まで	4.0 ～ 97.3	26,664.8
		後	北九州市門司区本町3番3地先から 北九州市小倉南区大字朽網3914番54地先まで	4.0 ～ 97.3	26,663.8
72	黒川白野江東本町線	前	北九州市門司区大字黒川434番2地先から 北九州市門司区東門司一丁目2番1地先まで	5.9 ～ 47.0	10,792.0
		後	北九州市門司区大字黒川434番2地先から 北九州市門司区東門司一丁目2番1地先まで	5.9 ～ 47.0	10,792.0
262	柄杓田大里線	前	北九州市門司区大字柄杓田509番1地先から 北九州市門司区大里東一丁目3984番1地先まで	6.1 ～ 51.7	6,648.5

		後	北九州市門司区大字柄杓田 509番1地先から 北九州市門司区大里東一丁 目3984番1地先まで	6.1 ～ 51.7	6,648.5
51	曾根鞆 ヶ谷線	前	北九州市小倉南区下曾根一 丁目2332番17地先か ら 北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町 5番1地先まで	6.1 ～ 56.6	13,375.0
		後	北九州市小倉南区下曾根一 丁目2332番17地先か ら 北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町 5番1地先まで	6.1 ～ 56.6	13,375.6
63	長行田 町線	前	北九州市小倉南区長行東二 丁目121番5地先から 北九州市小倉北区大門一丁 目363番2地先まで	6.8 ～ 51.1	10,091.0
		後	北九州市小倉南区長行東二 丁目121番5地先から 北九州市小倉北区大門一丁 目363番2地先まで	6.8 ～ 51.1	10,091.2
267	湯川石 田停車 場線	前	北九州市小倉南区湯川一丁 目367番1地先から 北九州市小倉南区下石田二 丁目956番1地先まで	3.0 ～ 22.0	3,204.8
		後	北九州市小倉南区湯川一丁 目367番1地先から 北九州市小倉南区下石田二 丁目956番1地先まで	3.0 ～ 22.0	3,206.0

北九州市告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和元年9月30日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
25	門司行橋線	北九州市門司区本町3番3地先から 北九州市小倉南区大字朽網3914番54地先まで
72	黒川白野 江東本町線	北九州市門司区大字黒川434番2地先から 北九州市門司区東門司一丁目2番1地先まで
262	柄杓田大 里線	北九州市門司区大字柄杓田509番1地先から 北九州市門司区大里東一丁目3984番1地先まで
51	曾根鞆ヶ 谷線	北九州市小倉南区下曾根一丁目2332番17地先から 北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町5番1地先まで
63	長行田町 線	北九州市小倉南区長行東二丁目121番5地先から 北九州市小倉北区大門一丁目363番2地先まで
267	湯川石田 停車場線	北九州市小倉南区湯川一丁目367番1地先から 北九州市小倉南区下石田二丁目956番1地先まで

北九州市告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3131	大積2 7号線	門司区大字大積1035番3 地先から 門司区大字大積947番7地 先まで	4.0 ～ 7.7	141.9
3397	霧ヶ丘 24号 線	小倉北区霧ヶ丘一丁目154 0番10地先から 小倉北区霧ヶ丘三丁目155 1番1地先まで	3.0 ～ 4.4	49.3
1563	朽網3 0号線	小倉南区大字朽網1641番 地先から 小倉南区大字朽網1731番 2地先まで	1.0 ～ 5.6	703.9
6086	朽網東 34号 線	小倉南区朽網東四丁目91番 1地先から 小倉南区朽網東四丁目92番 2地先まで	5.0 ～ 7.4	69.8
6215	湯川新 町11 5号線	小倉南区湯川新町四丁目79 5番23地先から 小倉南区湯川新町四丁目79 5番22地先まで	6.1	20.3
6216	湯川新	小倉南区湯川新町四丁目79	5.5	15.8

	町 1 1 6 号線	2 番 7 地先から 小倉南区湯川新町四丁目 7 9 2 番 3 2 地先まで	~ 6.1	
6 3 3 1	横代北 町 9 7 号線	小倉南区横代北町二丁目 1 0 4 6 番 2 地先から 小倉南区横代北町二丁目 1 0 4 7 番 3 2 地先まで	5.9 ~ 6.5	61.4
3 9 2 2	中須 4 号線	八幡西区友田一丁目 2 3 7 8 番 1 地先から 八幡西区陣原四丁目 9 8 8 番 3 地先まで	3.6 ~ 13.7	268.2
5 6 2 2	楠橋 3 0 1 号 線	八幡西区楠橋西一丁目 3 3 1 3 番 5 地先から 八幡西区楠橋西一丁目 3 3 4 9 番地先まで	3.1 ~ 5.9	67.3
5 6 7 3	楠橋 3 0 7 号 線	八幡西区楠北二丁目 3 0 1 1 番 5 地先から 八幡西区楠北二丁目 3 0 1 1 番 3 0 地先まで	4.4 ~ 5.1	21.9
6 9 8 5	浅川 1 9 7 号 線	八幡西区浅川町 1 1 9 2 番 4 地先から 八幡西区大字浅川 1 2 3 7 番 1 3 0 地先まで	9.0 ~ 10.3	367.9
6 9 8 6	浅川 1 9 8 号 線	八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 9 9 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 1 1 9 地先まで	6.0 ~ 9.0	374.5
6 9 8 7	浅川 1 9 9 号 線	八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 1 0 8 地先から 八幡西区大字浅川 1 2 3 7 番 5 5 地先まで	6.0 ~ 6.1	237.6
6 9 8 8	浅川 2	八幡西区大字浅川 1 2 3 7 番	6.0	111.0

	00号線	23地先から 八幡西区大字浅川1179番 115地先まで		
6989	浅川2 01号線	八幡西区浅川町1206番4 地先から 八幡西区大字浅川1179番 90地先まで	3.3 ~ 3.5	26.1
6990	浅川町 1号線	八幡西区浅川町1236番5 地先から 八幡西区浅川町1235番2 地先まで	2.5	16.7
6992	浅川2 02号線	八幡西区大字浅川1237番 1地先から 八幡西区大字浅川1237番 154地先まで	6.0	180.0
6993	浅川2 03号線	八幡西区大字浅川1237番 160地先から 八幡西区大字浅川1179番 141地先まで	9.0 ~ 9.1	114.3
6994	浅川2 04号線	八幡西区大字浅川1179番 141地先から 八幡西区大字浅川1237番 81地先まで	5.9 ~ 6.0	340.4
6995	浅川2 05号線	八幡西区大字浅川1237番 74地先から 八幡西区大字浅川1179番 128地先まで	6.0	65.7
6996	浅川2 06号線	八幡西区大字浅川1237番 86地先から 八幡西区大字浅川1179番 132地先まで	6.0	81.2
6997	浅川2	八幡西区大字浅川1237番	6.0	87.1

	07号線	115地先から 八幡西区大字浅川1179番 139地先まで		
6998	浅川2 08号線	八幡西区大字浅川1237番 131地先から 八幡西区大字浅川1179番 142地先まで	6.0	102.4
6999	浅川2 09号線	八幡西区大字浅川1237番 147地先から 八幡西区大字浅川1237番 122地先まで	6.0	116.5
7000	浅川2 10号線	八幡西区大字浅川1237番 155地先から 八幡西区大字浅川1237番 159地先まで	6.0 ～ 6.1	101.6
7001	浅川2 11号線	八幡西区大字浅川1179番 150地先から 八幡西区大字浅川1181番 36地先まで	4.0 ～ 4.1	24.5
7015	鷹の巣 41号線	八幡西区鷹の巣二丁目7番2 5地先から 八幡西区鷹の巣二丁目7番2 8地先まで	4.2	20.8

北九州市告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
504	猿喰大里1号線	前	門司区大字猿喰452番8地先から 門司区大字大里5856番2地先まで	5.9 ～ 22.1	2,254.9
		後	門司区大字猿喰452番8地先から 門司区大字大里5856番2地先まで	5.9 ～ 22.1	2,254.8
515	西新町下二十町1号線	前	門司区西新町一丁目3番13地先から 門司区下二十町7番5地先まで	13.1 ～ 22.5	3,260.4
		後	門司区西新町一丁目3番13地先から 門司区下二十町7番5地先まで	13.1 ～ 22.5	3,260.4
702	大里東羽山1号線	前	門司区大里東四丁目12番25地先から 門司区羽山二丁目1163番3地先まで	3.2 ～ 12.0	1,182.7

		後	門司区大里東四丁目12番 25地先から 門司区羽山二丁目1163 番3地先まで	3.2 ～ 12.0	1,181.6
716	丸山黒 川1号 線	前	門司区丸山一丁目1202 番34地先から 門司区大字黒川10番9地 先まで	4.5 ～ 18.5	1,667.3
		後	門司区丸山一丁目1202 番343地先から 門司区大字黒川10番9地 先まで	4.5 ～ 18.5	1,666.9
724	吉志2 号線	前	門司区大字吉志986番8 地先から 門司区大字吉志1032番 地先まで	2.7 ～ 11.3	510.0
		後	門司区吉志二丁目986番 8地先から 門司区大字吉志1032番 地先まで	3.0 ～ 11.3	509.7
1194	大積1 3号線	前	門司区大字黒川997番1 地先から 門司区大字大積1039番 3地先まで	3.5 ～ 5.5	419.9
		後	門司区大字黒川997番1 地先から 門司区大字大積1039番 3地先まで	3.5 ～ 5.5	419.7
1278	春日町 5号線	前	門司区春日町873番地先 から 門司区大字黒川863番4 地先まで	1.7 ～ 3.3	229.4

		後	門司区春日町 8 7 3 番地先 から 門司区大字黒川 8 6 3 番 4 地先まで	2.0 ～ 5.0	228.3
1 2 8 0	春日町 7 号線	前	門司区春日町 9 2 5 番 2 地 先から 門司区春日町 9 2 5 番 5 地 先まで	1.4 ～ 3.4	85.3
		後	門司区春日町 9 2 5 番 2 地 先から 門司区春日町 9 2 5 番 5 地 先まで	1.4 ～ 3.4	84.1
1 3 4 9	上馬寄 3 号線	前	門司区上馬寄一丁目 1 番 1 地先から 門司区上馬寄一丁目上馬寄 橋まで	7.6 ～ 8.2	218.3
		後	門司区上馬寄一丁目 1 番 1 地先から 門司区上馬寄一丁目上馬寄 橋まで	7.6 ～ 8.2	218.3
1 3 5 0	上馬寄 4 号線	前	門司区上馬寄一丁目 1 3 番 3 地先から 門司区上馬寄一丁目 2 番 4 地先まで	4.0 ～ 7.0	273.8
		後	門司区上馬寄一丁目 1 3 番 3 地先から 門司区上馬寄一丁目 2 番 4 地先まで	4.0 ～ 7.0	274.2
1 7 7 8	猿喰 5 号線	前	門司区大字猿喰 1 4 0 4 番 1 地先から 門司区大字猿喰 4 4 3 番 4 地先まで	3.9 ～ 5.9	190.6

		後	門司区大字猿喰 1 4 0 4 番 1 地先から 門司区大字猿喰 4 3 5 番地 先まで	3.7 ～ 5.9	189.8
1 7 7 9	猿喰 6 号線	前	門司区大字猿喰 5 8 6 番 3 地先から 門司区大字猿喰 6 1 5 番 4 地先まで	1.7 ～ 4.0	493.3
		後	門司区大字猿喰 5 8 6 番 3 地先から 門司区大字猿喰 6 1 5 番 4 地先まで	1.7 ～ 4.0	492.5
1 7 8 2	猿喰 9 号線	前	門司区大字猿喰 8 4 3 番地 先から 門司区大字猿喰 9 4 6 番 5 地先まで	2.0 ～ 11.3	519.1
		後	門司区大字猿喰 8 4 3 番地 先から 門司区大字猿喰 9 4 6 番 5 地先まで	2.0 ～ 11.3	519.2
1 7 9 9	猿喰 2 6 号線	前	門司区大字猿喰 4 3 6 番 2 地先から 門司区大字猿喰 4 2 3 番地 先まで	0.8 ～ 3.0	142.1
		後	門司区大字猿喰 4 3 6 番 2 地先から 門司区大字猿喰 4 2 3 番地 先まで	0.8 ～ 2.4	142.2
1 8 0 4	猿喰 3 1 号線	前	門司区大字猿喰 4 4 6 番 3 地先から 門司区大字猿喰 6 0 3 番地 先まで	0.8 ～ 7.0	295.9

		後	門司区大字猿喰 4 4 6 番 3 地先から 門司区大字猿喰 6 0 3 番地 先まで	0.8 ～ 7.0	295.7
1 9 1 7	社ノ木 4 号線	前	門司区社ノ木二丁目 6 番 3 地先から 門司区社ノ木二丁目 7 番 6 地先まで	6.1 ～ 6.5	61.4
		後	門司区社ノ木二丁目 6 番 3 地先から 門司区社ノ木二丁目 7 番 6 地先まで	6.1 ～ 6.5	61.8
1 9 1 9	社ノ木 6 号線	前	門司区社ノ木二丁目 1 番 2 地先から 門司区社ノ木二丁目 8 番 3 地先まで	5.3 ～ 6.2	277.7
		後	門司区社ノ木二丁目 1 番 2 地先から 門司区社ノ木二丁目 8 番 3 地先まで	5.3 ～ 6.2	277.7
1 9 2 6	社ノ木 1 3 号 線	前	門司区社ノ木二丁目 5 番 1 地先から 門司区社ノ木二丁目 4 番 2 地先まで	5.5 ～ 6.7	138.1
		後	門司区社ノ木二丁目 5 番 1 地先から 門司区社ノ木二丁目 4 番 2 地先まで	6.6 ～ 8.2	137.3
2 0 5 6	大里戸 ノ上 3 9 号線	前	門司区大里戸ノ上一丁目 1 3 番 9 地先から 門司区大里戸ノ上一丁目 1 5 番地先まで	2.1 ～ 3.5	178.9

		後	門司区大里戸ノ上一丁目1 3番9地先から 門司区大里戸ノ上一丁目1 5番地先まで	2.1 ～ 3.5	178.9
2390	中二十 町7号 線	前	門司区中二十町7番14地 先から 門司区中二十町2番1地先 まで	6.0 ～ 10.0	232.1
		後	門司区中二十町17番14 地先から 門司区中二十町2番1地先 まで	6.0 ～ 10.3	233.2
2391	中二十 町8号 線	前	門司区中二十町17番8地 先から 門司区中二十町9番10地 先まで	7.2 ～ 8.3	420.3
		後	門司区中二十町17番8地 先から 門司区中二十町9番10地 先まで	7.2 ～ 8.3	420.8
2393	中二十 町10 号線	前	門司区中二十町17番1地 先から 門司区中二十町9番16地 先まで	5.2 ～ 6.2	446.9
		後	門司区中二十町17番1地 先から 門司区中二十町9番16地 先まで	5.2 ～ 6.2	446.7
2462	畑6号 線	前	門司区大字畑890番1地 先から 門司区大字畑1046番2 地先まで	1.8 ～ 5.9	822.6

		後	門司区大字畑 8 9 0 番 1 地 先から 門司区大字畑 1 0 4 6 番 2 地先まで	1.8 ～ 10.4	820.1
2 4 8 5	畑 2 9 号線	前	門司区大字畑 3 5 6 番 3 地 先から 門司区大字畑 9 6 9 番 1 地 先まで	3.5 ～ 7.6	127.5
		後	門司区大字畑 3 5 6 番 3 地 先から 門司区大字畑 9 6 9 番 1 地 先まで	3.8 ～ 7.6	120.7
2 4 8 7	畑 3 1 号線	前	門司区大字畑 1 0 8 8 番地 先から 門司区大字畑 1 1 3 8 番 1 地先まで	1.8 ～ 7.0	155.4
		後	門司区大字畑 1 0 8 8 番 1 地先から 門司区大字畑 1 1 3 9 番 1 地先まで	2.2 ～ 6.3	154.0
2 4 8 9	畑 3 3 号線	前	門司区大字畑 1 1 4 2 番地 先から 門司区大字畑 1 2 1 7 番地 先まで	1.3 ～ 5.7	429.9
		後	門司区大字畑 1 1 4 2 番地 先から 門司区大字畑 1 2 1 7 番地 先まで	1.3 ～ 5.7	427.0
2 7 8 7	丸山 1 6 号線	前	門司区丸山二丁目 1 2 0 2 番 5 地先から 門司区丸山二丁目 1 2 0 2 番 2 9 地先まで	4.9 ～ 8.1	139.8

		後	門司区丸山二丁目1202 番5地先から 門司区丸山二丁目1202 番5地先まで	4.9 ～ 8.1	139.2
2791	丸山2 0号線	前	門司区丸山一丁目1202 番35地先から 門司区丸山一丁目1202 番2地先まで	3.6 ～ 6.4	242.9
		後	門司区丸山一丁目1202 番35地先から 門司区丸山一丁目1202 番2地先まで	3.6 ～ 6.4	243.3
2794	丸山2 3号線	前	門司区丸山二丁目1202 番12地先から 門司区丸山二丁目1202 番38地先まで	3.6 ～ 4.9	50.8
		後	門司区丸山二丁目1202 番12地先から 門司区丸山二丁目1202 番38地先まで	3.6 ～ 4.7	49.5
2973	畑93 号線	前	門司区大字畑1016番3 地先から 門司区大字畑1107番1 地先まで	5.5 ～ 14.9	446.7
		後	門司区大字畑1016番3 地先から 門司区大字畑1107番1 地先まで	5.5 ～ 14.4	446.5
2975	畑95 号線	前	門司区大字畑1099番3 地先から 門司区大字畑1710番9 地先まで	8.5 ～ 9.6	62.3

		後	門司区大字畑 1 1 3 7 番 1 地先から 門司区大字畑 1 7 1 0 番 9 地先まで	8.5 ～ 10.2	62.4
3 0 0 6	田野浦 5 4 号 線	前	門司区大字田野浦 1 0 3 6 番地先から 門司区大字田野浦 1 0 2 6 番 1 地先まで	3.5 ～ 6.0	222.3
		後	門司区大字田野浦 1 0 3 6 番地先から 門司区大字田野浦 1 0 2 6 番 1 地先まで	3.5 ～ 5.3	222.9
1 6 1 4	霧ヶ丘 1 5 号 線	前	小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 6 4 番 1 地先から 小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 5 2 0 番 8 地先まで	2.7 ～ 5.0	143.2
		後	小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 6 4 番 1 地先から 小倉北区霧ヶ丘三丁目 1 5 2 0 番 8 地先まで	2.7 ～ 5.0	143.1
3 0 6 5	霧ヶ丘 1 8 号 線	前	小倉北区霧ヶ丘三丁目 1 5 7 7 番 1 地先から 小倉北区霧ヶ丘三丁目 1 5 2 0 番 1 地先まで	4.6 ～ 6.8	201.4
		後	小倉北区霧ヶ丘三丁目 1 5 7 7 番 1 地先から 小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 5 4 0 番 1 0 地先まで	4.6 ～ 6.5	209.1
3 3 5 2	泉台 3 6 号線	前	小倉北区泉台二丁目 7 5 6 番 2 0 2 地先から 小倉北区泉台二丁目 8 0 7 番 5 3 地先まで	6.0 ～ 12.0	642.4

		後	小倉北区泉台二丁目756 番202地先から 小倉北区泉台二丁目807 番53地先まで	6.0 ～ 14.9	639.6
517	下石田 上石田 1号線	前	小倉南区下石田二丁目89 9番9地先から 小倉南区上石田一丁目10 26番12地先まで	25.0	103.4
		後	小倉南区下石田二丁目89 9番10地先から 小倉南区上石田一丁目10 26番12地先まで	25.0	103.8
537	田原新 町下曾 根新町 1号線	前	小倉南区田原新町三丁目1 01番1地先から 小倉南区下曾根新町100 番12地先まで	36.0	753.2
		後	小倉南区田原新町三丁目1 01番1地先から 小倉南区下曾根新町10番 101地先まで	36.0	751.7
702	吉田5 号線	前	小倉南区大字吉田2680 番11地先から 小倉南区大字吉田2335 番2地先まで	6.9 ～ 12.4	1,297.5
		後	小倉南区大字吉田2680 番11地先から 小倉南区大字吉田2335 番2地先まで	6.9 ～ 12.4	1,297.6
707	曾根下 曾根1 号線	前	小倉南区下曾根二丁目38 33番地先から 小倉南区大字曾根3326 番1地先まで	5.0 ～ 28.7	2,504.3

		後	小倉南区下曾根二丁目 3 8 3 3 番地先から 小倉南区大字曾根 3 3 2 6 番 1 地先まで	5.0 ～ 28.7	2,503.9
7 0 9	下曾根 2 号線	前	小倉南区下曾根三丁目 2 4 3 3 番 1 地先から 小倉南区下曾根二丁目 2 5 7 4 番 1 4 地先まで	8.3 ～ 13.8	399.3
		後	小倉南区下曾根三丁目 2 4 3 3 番 1 地先から 小倉南区下曾根二丁目 2 5 7 4 番 1 4 地先まで	8.3 ～ 13.8	399.3
7 2 4	曾根 2 号線	前	小倉南区大字曾根 1 0 3 5 番地先から 小倉南区大字曾根 2 4 7 番 6 地先まで	3.0 ～ 9.9	889.9
		後	小倉南区中曾根五丁目 1 0 3 5 番地先から 小倉南区上曾根四丁目 2 4 7 番 6 地先まで	3.0 ～ 9.9	890.1
7 3 3	下城野 北方 1 号線	前	小倉南区下城野一丁目 1 4 0 9 番 1 8 地先から 小倉南区北方三丁目 2 4 3 番 1 地先まで	5.9 ～ 14.1	902.3
		後	小倉南区下城野一丁目 1 4 0 9 番 1 8 地先から 小倉南区北方三丁目 2 4 3 番 1 地先まで	5.9 ～ 14.1	902.3
7 4 8	葛原本 町長野 1 号線	前	小倉南区葛原本町一丁目 1 9 9 0 番 5 地先から 小倉南区長野三丁目 2 2 6 7 番 1 地先まで	2.9 ～ 15.4	1,089.3

		後	小倉南区葛原本町一丁目1 990番5地先から 小倉南区長野三丁目226 7番1地先まで	2.9 ～ 15.4	1,087.1
752	下石田 1号線	前	小倉南区下石田三丁目11 02番4地先から 小倉南区下石田二丁目89 9番10地先まで	8.3 ～ 13.6	181.5
		後	小倉南区下石田三丁目11 02番4地先から 小倉南区下石田二丁目89 9番10地先まで	9.0 ～ 13.1	176.9
766	徳吉東 高津尾 1号線	前	小倉南区徳吉東一丁目54 7番1地先から 小倉南区大字高津尾116 番地先まで	2.8 ～ 34.6	1,802.3
		後	小倉南区徳吉東一丁目54 7番1地先から 小倉南区大字高津尾116 番地先まで	2.8 ～ 34.6	1,800.7
767	徳力高 津尾1 号線	前	小倉南区大字徳力593番 1地先から 小倉南区大字高津尾558 番2地先まで	1.8 ～ 14.4	1,757.4
		後	小倉南区大字徳力593番 1地先から 小倉南区大字高津尾加用橋 まで	1.8 ～ 14.4	1,737.6
768	高津尾 1号線	前	小倉南区大字高津尾482 番4地先から 小倉南区大字高津尾469 番1地先まで	5.2 ～ 14.3	257.6

		後	小倉南区大字高津尾 4 8 2 番 4 地先から 小倉南区大字高津尾 4 6 9 番 1 地先まで	5.2 ～ 14.3	258.2
7 9 7	上吉田 吉田 1 号線	前	小倉南区上吉田二丁目 3 7 6 番 6 地先から 小倉南区大字吉田 3 0 番 1 地先まで	3.5 ～ 16.0	1,061.9
		後	小倉南区上吉田二丁目 3 7 6 番 6 地先から 小倉南区大字吉田 3 0 番 1 地先まで	3.8 ～ 16.0	1,059.8
1 0 0 9	石田 4 号線	前	小倉南区大字石田 8 0 1 番 1 地先から 小倉南区大字石田 2 4 5 番 3 地先まで	1.6 ～ 5.2	874.6
		後	小倉南区大字石田 8 0 1 番 1 地先から 小倉南区大字石田 2 4 5 番 3 地先まで	1.6 ～ 5.2	879.3
1 0 1 1	石田 6 号線	前	小倉南区大字石田 3 9 9 番 1 地先から 小倉南区石田南二丁目 3 7 5 番 1 地先まで	1.4 ～ 4.6	289.6
		後	小倉南区大字石田 3 9 9 番 1 地先から 小倉南区石田南二丁目 3 7 5 番 1 地先まで	1.4 ～ 4.6	290.3
1 3 7 7	蒲生 1 7 号線	前	小倉南区蒲生二丁目 6 4 6 番 1 地先から 小倉南区蒲生二丁目 6 4 1 番 1 地先まで	2.9 ～ 5.0	106.3

		後	小倉南区蒲生二丁目 6 4 6 番 1 地先から 小倉南区蒲生二丁目 6 4 1 番 1 地先まで	3.1 ～ 5.6	105.9
1 4 4 4	北方 1 7 号線	前	小倉南区北方二丁目 9 4 6 番 8 地先から 小倉南区北方二丁目 1 0 4 6 番 4 地先まで	2.8 ～ 6.6	464.5
		後	小倉南区北方二丁目 9 4 6 番 8 地先から 小倉南区北方二丁目 1 0 4 6 番 4 地先まで	2.8 ～ 6.6	464.5
1 4 7 5	北方 4 8 号線	前	小倉南区北方二丁目 9 1 9 番 4 地先から 小倉南区北方二丁目 9 0 5 番 1 2 地先まで	4.8 ～ 12.0	151.4
		後	小倉南区北方二丁目 9 1 9 番 1 8 地先から 小倉南区北方二丁目 9 0 5 番 1 2 地先まで	11.3 ～ 11.9	151.2
1 5 4 0	朽網 7 号線	前	小倉南区朽網東四丁目 1 2 5 番 1 地先から 小倉南区大字朽網 8 8 番 2 地先まで	2.0 ～ 2.7	81.6
		後	小倉南区朽網東四丁目 1 2 5 番 1 地先から 小倉南区朽網東四丁目 8 8 番 8 地先まで	2.0 ～ 7.0	83.9
1 5 6 3	朽網 3 0 号線	前	小倉南区大字朽網 1 6 4 1 番地先から 小倉南区大字朽網 1 7 3 1 番 3 地先まで	1.0 ～ 5.5	662.9

		後	小倉南区大字朽網 1 6 4 1 番地先から 小倉南区大字朽網 1 7 3 1 番 2 地先まで	1.0 ～ 5.6	703.9
1 6 0 4	朽網 7 1 号線	前	小倉南区朽網東四丁目 1 2 9 番 1 地先から 小倉南区大字朽網 1 番 1 地 先まで	5.0 ～ 14.0	578.9
		後	小倉南区朽網東四丁目 1 2 9 番 1 地先から 小倉南区大字朽網 1 番 1 地 先まで	5.0 ～ 14.0	579.0
1 6 0 8	朽網 7 5 号線	前	小倉南区大字朽網 8 1 番地 先から 小倉南区朽網東四丁目 1 2 7 番 2 地先まで	2.2 ～ 4.3	68.3
		後	小倉南区大字朽網 8 1 番地 先から 小倉南区朽網東四丁目 1 2 7 番 2 地先まで	2.2 ～ 4.3	68.8
1 6 1 8	朽網 8 5 号線	前	小倉南区大字朽網 2 2 0 番 地先から 小倉南区大字朽網 2 2 4 番 2 地先まで	1.1 ～ 5.8	53.2
		後	小倉南区朽網東五丁目 2 2 0 番 1 地先から 小倉南区朽網東五丁目 2 2 4 番 1 地先まで	2.5 ～ 6.0	54.6
1 6 1 9	朽網 8 6 号線	前	小倉南区大字朽網 2 3 7 番 1 地先から 小倉南区大字朽網 2 1 9 番 1 地先まで	0.8 ～ 5.5	174.9

		後	小倉南区大字朽網 2 3 7 番 1 地先から 小倉南区朽網東五丁目 2 1 9 番 1 地先まで	0.8 ～ 4.8	173.3
1 8 0 4	葛原 3 7 号線	前	小倉南区葛原四丁目 2 9 0 番 1 1 4 地先から 小倉南区葛原四丁目 2 9 0 番 1 0 0 地先まで	3.0 ～ 7.6	235.2
		後	小倉南区葛原四丁目 2 9 0 番 1 1 4 地先から 小倉南区葛原四丁目 2 9 0 番 1 0 0 地先まで	3.0 ～ 7.6	235.2
1 8 0 5	葛原 3 8 号線	前	小倉南区葛原四丁目 2 9 0 番 8 8 地先から 小倉南区葛原四丁目 2 9 0 番 8 4 地先まで	3.3 ～ 6.1	137.0
		後	小倉南区葛原四丁目 2 9 0 番 8 8 地先から 小倉南区葛原四丁目 2 9 0 番 8 4 地先まで	3.6 ～ 5.8	137.0
1 9 6 0	葛原本 町 6 2 号線	前	小倉南区葛原本町一丁目 1 9 8 7 番 3 地先から 小倉南区葛原本町一丁目 1 9 7 3 番 1 地先まで	1.0 ～ 4.0	74.9
		後	小倉南区葛原本町一丁目 1 9 8 7 番 3 地先から 小倉南区葛原本町一丁目 1 9 7 8 番 2 地先まで	1.0 ～ 4.0	74.7
2 0 9 7	志井 5 5 号線	前	小倉南区大字志井 1 7 4 0 番 1 1 地先から 小倉南区大字志井 1 7 4 2 番 2 6 地先まで	5.2 ～ 8.5	469.0

		後	小倉南区大字志井 1 7 4 0 番 1 1 地先から 小倉南区大字志井 1 7 4 2 番 2 6 地先まで	5.2 ～ 8.5	469.0
2 1 0 2	志井 6 0 号線	前	小倉南区志井六丁目 1 8 8 8 番 2 5 地先から 小倉南区志井六丁目 2 6 7 番 2 地先まで	4.9 ～ 7.4	89.2
		後	小倉南区志井六丁目 1 8 8 8 番 2 5 地先から 小倉南区志井六丁目 2 6 7 番 2 地先まで	6.0 ～ 7.4	89.0
2 1 5 3	下曾根 5 号線	前	小倉南区下曾根一丁目 2 4 3 3 番 5 地先から 小倉南区下曾根一丁目 2 5 3 9 番 2 地先まで	5.0 ～ 7.4	322.1
		後	小倉南区下曾根一丁目 2 4 3 3 番 5 地先から 小倉南区下曾根一丁目 2 5 3 9 番 1 地先まで	5.0 ～ 6.1	321.7
2 1 6 4	下曾根 1 6 号 線	前	小倉南区下曾根一丁目 2 5 7 4 番 3 地先から 小倉南区下曾根一丁目 2 3 6 0 番 2 地先まで	3.4 ～ 6.0	360.9
		後	小倉南区下曾根二丁目 2 6 5 9 番 1 地先から 小倉南区下曾根一丁目 2 3 6 0 番 2 地先まで	3.4 ～ 6.0	369.5
2 1 6 5	下曾根 1 7 号 線	前	小倉南区下曾根三丁目 3 8 3 5 番 1 地先から 小倉南区下曾根四丁目 2 5 4 5 番 3 地先まで	10.3 ～ 11.6	414.4

		後	小倉南区下曾根三丁目 3 8 3 5 番 1 地先から 小倉南区下曾根三丁目 2 5 4 5 番 1 地先まで	10.3 ～ 11.6	414.7
2 3 7 1	曾根 5 号線	前	小倉南区大字曾根 6 5 0 番 地先から 小倉南区大字曾根 6 0 8 番 地先まで	1.7 ～ 5.6	486.7
		後	小倉南区上曾根二丁目 6 5 0 番地先から 小倉南区上曾根二丁目 6 0 8 番地先まで	1.7 ～ 5.6	486.6
2 5 0 1	曾根 1 3 5 号 線	前	小倉南区大字曾根 7 2 7 番 2 地先から 小倉南区大字曾根 7 2 9 番 地先まで	2.9 ～ 3.0	34.0
		後	小倉南区上曾根三丁目 7 2 7 番 2 地先から 小倉南区上曾根三丁目 7 3 1 番地先まで	2.7 ～ 3.0	34.3
2 5 0 2	曾根 1 3 6 号 線	前	小倉南区大字曾根 6 5 8 番 2 地先から 小倉南区大字曾根 6 5 6 番 地先まで	3.7 ～ 3.8	21.2
		後	小倉南区上曾根二丁目 6 5 8 番 2 地先から 小倉南区上曾根二丁目 6 5 8 番 1 地先まで	4.0	21.4
2 6 1 8	高津尾 1 4 号 線	前	小倉南区大字高津尾 4 8 2 番 4 地先から 小倉南区大字高津尾 5 5 1 番 1 地先まで	2.8 ～ 5.0	290.0

		後	小倉南区大字高津尾 4 8 2 番 4 地先から 小倉南区大字高津尾 5 5 1 番 1 8 地先まで	2.8 ～ 5.0	290.0
2 8 0 7	徳吉 1 号線	前	小倉南区大字徳吉 8 3 番地 先から 小倉南区大字徳吉 1 2 5 0 番地先まで	1.7 ～ 8.0	753.6
		後	小倉南区大字徳吉 8 5 番 2 地先から 小倉南区大字徳吉 1 2 5 0 番地先まで	1.7 ～ 8.0	770.1
2 9 5 3	長尾 1 6 号線	前	小倉南区長尾五丁目 5 9 番 1 6 地先から 小倉南区長尾五丁目 8 8 番 3 地先まで	3.4 ～ 4.6	191.5
		後	小倉南区長尾五丁目 5 9 番 1 6 地先から 小倉南区長尾五丁目 9 4 番 1 地先まで	3.9 ～ 7.2	192.5
3 0 5 2	長野本 町 1 号 線	前	小倉南区長野本町二丁目 2 2 4 6 番 1 地先から 小倉南区長野本町二丁目 2 2 2 2 番 1 地先まで	2.7 ～ 4.6	377.0
		後	小倉南区長野本町二丁目 2 2 4 6 番 1 地先から 小倉南区長野本町二丁目 2 2 2 2 番 1 地先まで	2.8 ～ 6.4	377.0
3 2 3 6	蜷田若 園 2 9 号線	前	小倉南区蜷田若園二丁目 2 1 5 番地先から 小倉南区蜷田若園二丁目 5 1 4 番地先まで	4.0 ～ 6.5	125.4

		後	小倉南区蛭田若園二丁目2 15番5地先から 小倉南区蛭田若園二丁目5 14番地先まで	4.0 ～ 6.5	119.9
3239	貫8号 線	前	小倉南区下貫四丁目363 7番1地先から 小倉南区大字貫2908番 1地先まで	1.4 ～ 7.9	1,604.1
		後	小倉南区下貫四丁目363 7番1地先から 小倉南区大字貫2908番 1地先まで	1.4 ～ 7.9	1,604.0
3391	貫16 0号線	前	小倉南区大字貫3622番 1地先から 小倉南区大字貫3229番 6地先まで	1.0 ～ 5.7	531.8
		後	小倉南区下貫四丁目362 9番1地先から 小倉南区大字貫3229番 6地先まで	1.0 ～ 7.1	531.8
3393	貫16 2号線	前	小倉南区大字貫3681番 1地先から 小倉南区大字貫2234番 1地先まで	2.4 ～ 6.1	541.3
		後	小倉南区大字貫3681番 1地先から 小倉南区大字貫2234番 1地先まで	2.4 ～ 6.1	541.3
3396	貫16 5号線	前	小倉南区大字貫3713番 2地先から 小倉南区大字貫3729番 地先まで	1.5 ～ 2.9	148.2

		後	小倉南区大字貫 3 7 1 3 番 2 地先から 小倉南区大字貫 3 7 2 9 番 1 地先まで	2.0 ～ 9.0	151.6
3 3 9 8	貫 1 6 7 号線	前	小倉南区大字貫 3 1 8 7 番 2 地先から 小倉南区大字貫 3 1 8 3 番 2 地先まで	0.5 ～ 3.8	69.9
		後	小倉南区下貫四丁目 3 1 8 7 番 2 地先から 小倉南区大字貫 3 1 8 3 番 2 地先まで	0.5 ～ 3.9	69.6
3 4 0 0	貫 1 6 9 号線	前	小倉南区大字貫 3 7 2 5 番 地先から 小倉南区大字貫 3 1 6 5 番 地先まで	0.6 ～ 4.3	257.4
		後	小倉南区大字貫 3 7 2 5 番 1 地先から 小倉南区大字貫 3 1 6 5 番 地先まで	0.6 ～ 4.3	254.4
4 0 8 0	湯川新 町 5 2 号線	前	小倉南区湯川新町四丁目 9 6 1 番 1 地先から 小倉南区湯川新町四丁目 7 9 5 番 3 地先まで	4.5 ～ 7.4	300.2
		後	小倉南区湯川新町四丁目 9 6 1 番 1 地先から 小倉南区湯川新町四丁目 7 9 5 番 3 地先まで	4.5 ～ 6.4	301.1
4 0 8 2	湯川新 町 5 4 号線	前	小倉南区湯川新町四丁目 9 6 0 番 3 地先から 小倉南区湯川新町四丁目 7 9 5 番 2 地先まで	6.0 ～ 6.1	109.3

		後	小倉南区湯川新町四丁目9 60番3地先から 小倉南区湯川新町四丁目7 95番18地先まで	6.1	109.0
4 2 1 3	吉田2 1号線	前	小倉南区大字吉田1937 番1地先から 小倉南区大字吉田1805 番地先まで	2.2 ～ 3.9	37.1
		後	小倉南区下吉田二丁目19 37番1地先から 小倉南区大字吉田1805 番地先まで	2.1 ～ 3.9	37.5
4 4 5 3	蒲生1 9号線	前	小倉南区蒲生一丁目648 番52地先から 小倉南区蒲生一丁目662 番3地先まで	4.8 ～ 9.0	163.9
		後	小倉南区蒲生一丁目648 番51地先から 小倉南区蒲生一丁目670 番地先まで	5.2 ～ 9.0	164.4
4 4 5 4	蒲生2 0号線	前	小倉南区蒲生一丁目648 番16地先から 小倉南区蒲生一丁目648 番20地先まで	5.0 ～ 9.5	105.4
		後	小倉南区蒲生一丁目648 番16地先から 小倉南区蒲生一丁目648 番20地先まで	5.0	106.9
4 4 5 5	蒲生2 1号線	前	小倉南区蒲生一丁目648 番52地先から 小倉南区蒲生一丁目648 番27地先まで	5.0 ～ 11.6	175.8

		後	小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 5 1 地先から 小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 2 7 地先まで	5.1 ～ 6.1	177.1
4 4 5 6	蒲生 2 2 号線	前	小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 2 2 地先から 小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 2 8 地先まで	5.0 ～ 9.4	67.2
		後	小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 2 2 地先から 小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 2 8 地先まで	4.9 ～ 5.0	68.1
4 4 5 7	蒲生 2 3 号線	前	小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 5 地先から 小倉南区蒲生一丁目 6 5 3 番 3 地先まで	3.0 ～ 3.1	20.3
		後	小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 5 地先から 小倉南区蒲生一丁目 6 5 3 番 3 地先まで	3.0	19.8
4 4 5 8	蒲生 2 4 号線	前	小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 4 6 地先から 小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 4 8 地先まで	3.0	15.3
		後	小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 4 5 地先から 小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 4 8 地先まで	3.0	15.0
4 4 5 9	蒲生 2 5 号線	前	小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 1 7 地先から 小倉南区蒲生一丁目 6 6 2 番 2 地先まで	2.9 ～ 5.7	47.2

		後	小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 2 2 地先から 小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 2 8 地先まで	2.9 ～ 3.9	47.1
4 4 6 7	北方 5 6 号線	前	小倉南区北方二丁目 9 0 8 番 1 地先から 小倉南区北方二丁目 9 1 1 番 8 地先まで	1.7 ～ 12.3	100.4
		後	小倉南区北方二丁目 9 0 8 番 1 地先から 小倉南区北方二丁目 9 1 1 番 8 地先まで	1.7 ～ 12.5	
4 5 0 0	下石田 9 号線	前	小倉南区下石田二丁目 9 2 2 番 5 地先から 小倉南区下石田二丁目 9 0 0 番 6 地先まで	25.0 ～ 26.0	175.5
		後	小倉南区下石田二丁目 9 2 2 番 5 地先から 小倉南区下石田二丁目 8 9 9 番 6 地先まで	24.9 ～ 26.0	
4 5 3 8	長尾 4 2 号線	前	小倉南区長尾五丁目 8 8 番 7 地先から 小倉南区長尾五丁目 8 8 番 9 地先まで	4.0 ～ 4.1	31.5
		後	小倉南区長尾五丁目 8 8 番 5 地先から 小倉南区長尾五丁目 8 8 番 9 地先まで	4.1 ～ 4.2	
5 1 1 8	横代北 町 8 3 号線	前	小倉南区横代北町二丁目 1 0 4 2 番 1 4 地先から 小倉南区横代北町二丁目 1 0 5 1 番 2 地先まで	4.7 ～ 5.1	133.5

		後	小倉南区横代北町二丁目1 042番14地先から 小倉南区横代北町二丁目1 051番2地先まで	4.7 ～ 5.1	133.0
5443	湯川新 町10 1号線	前	小倉南区湯川新町二丁目6 32番2地先から 小倉南区湯川新町二丁目6 30番2地先まで	4.1 ～ 12.7	92.6
		後	小倉南区湯川新町二丁目6 32番2地先から 小倉南区湯川新町二丁目6 30番2地先まで	4.1 ～ 5.0	93.3
5491	下曾根 新町1 0号線	前	小倉南区下曾根新町100 番13地先から 小倉南区下曾根新町10番 101地先まで	7.0 ～ 7.7	101.4
		後	小倉南区下曾根新町100 番13地先から 小倉南区下曾根新町10番 101地先まで	7.0 ～ 7.7	102.3
5492	下曾根 新町1 1号線	前	小倉南区下曾根新町13番 103地先から 小倉南区下曾根新町13番 103地先まで	7.7 ～ 8.0	154.1
		後	小倉南区下曾根新町13番 103地先から 小倉南区下曾根新町13番 103地先まで	7.0 ～ 8.0	154.1
5659	朽網2 45号 線	前	小倉南区大字朽網3914 番6地先から 小倉南区大字朽網3914 番7地先まで	10.7 ～ 22.5	803.6

		後	小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 9 4 地先から 小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 7 地先まで	14.0 ～ 22.6	818.2
5 7 6 6	長野本 町 4 4 号線	前	小倉南区長野本町二丁目 2 2 4 0 番 7 地先から 小倉南区長野本町二丁目 2 2 3 9 番 4 地先まで	6.0 ～ 17.2	104.5
		後	小倉南区長野本町二丁目 2 2 4 0 番 7 地先から 小倉南区長野本町二丁目 2 2 3 9 番 4 地先まで	6.0 ～ 17.2	104.8
5 8 3 1	朽網 2 5 0 号 線	前	小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 3 8 地先から 小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 1 地先まで	14.0	980.6
		後	小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 3 8 地先から 小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 1 地先まで	14.0 ～ 14.6	980.7
5 9 3 9	蒲生 3 2 号線	前	小倉南区蒲生一丁目 6 6 2 番 2 地先から 小倉南区蒲生一丁目 6 6 4 番 8 地先まで	4.2 ～ 5.2	79.4
		後	小倉南区蒲生一丁目 6 6 2 番 2 地先から 小倉南区蒲生一丁目 6 6 4 番 8 地先まで	4.2 ～ 5.2	78.5
5 9 6 5	湯川新 町 1 0 8 号線	前	小倉南区湯川新町三丁目 7 8 0 番 9 地先から 小倉南区湯川新町三丁目 9 0 5 番 4 地先まで	5.7 ～ 7.3	494.1

		後	小倉南区湯川新町三丁目7 80番9地先から 小倉南区湯川新町三丁目9 05番4地先まで	5.7 ～ 7.3	493.4
5976	横代南 町山手 1号線	前	小倉南区横代南町五丁目1 593番1地先から 小倉南区石田南二丁目34 4番1地先まで	18.0 ～ 29.3	713.0
		後	小倉南区横代南町五丁目1 593番1地先から 小倉南区石田南二丁目34 4番1地先まで	18.0 ～ 29.3	713.0
733	畠田1 号線	前	若松区畠田二丁目1番11 4地先から 若松区大字畠田6番46地 先まで	3.7 ～ 12.8	988.0
		後	若松区畠田二丁目1番11 4地先から 若松区大字畠田6番46地 先まで	3.7 ～ 12.8	987.5
744	安屋2 号線	前	若松区大字安屋1679番 地先から 若松区大字安屋844番地 先まで	3.5 ～ 10.4	592.8
		後	若松区大字安屋1679番 地先から 若松区大字安屋844番地 先まで	3.5 ～ 6.4	592.2
1418	安屋9 2号線	前	若松区大字安屋827番地 先から 若松区大字安屋861番地 先まで	0.7 ～ 6.2	264.9

		後	若松区大字安屋 8 2 6 番 3 地先から 若松区大字安屋 8 6 1 番地 先まで	0.7 ～ 6.2	264.7
1 4 4 3	安屋 1 1 7 号 線	前	若松区大字安屋 3 5 1 番 2 地先から 若松区大字安屋 7 7 5 番 1 地先まで	1.8 ～ 7.9	119.1
		後	若松区大字安屋 3 5 1 番 1 地先から 若松区大字安屋 7 7 5 番 1 地先まで	1.8 ～ 7.9	118.9
1 4 4 4	安屋 1 1 8 号 線	前	若松区大字安屋 8 2 5 番 3 地先から 若松区大字安屋 7 4 6 番地 先まで	0.7 ～ 8.9	176.4
		後	若松区大字安屋 8 2 5 番 3 地先から 若松区大字安屋 7 4 6 番地 先まで	0.7 ～ 5.8	174.6
2 6 2 8	畠田 2 号線	前	若松区畠田二丁目 2 9 0 番 1 2 地先から 若松区畠田二丁目 2 8 5 番 地先まで	2.2 ～ 5.2	41.4
		後	若松区畠田一丁目 2 9 0 番 1 1 地先から 若松区畠田二丁目 2 8 5 番 地先まで	2.2 ～ 5.2	39.6
5 1 4	京良城 町市瀬 1 号線	前	八幡西区京良城町 1 4 9 6 番 5 - 3 地先から 八幡西区市瀬二丁目 1 8 3 3 番 2 1 地先まで	3.7 ～ 17.5	902.2

		後	八幡西区京良城町 1 4 9 6 番 5 - 3 地先から 八幡西区市瀬二丁目 1 8 3 3 番 2 1 地先まで	4.1 ~ 17.5	902.2
5 2 7	下上津 役 2 号 線	前	八幡西区下上津役四丁目 1 7 8 0 番 1 地先から 八幡西区下上津役四丁目 1 3 番 1 0 7 地先まで	22.1 ~ 38.7	581.7
		後	八幡西区下上津役四丁目 1 7 8 0 番 1 地先から 八幡西区下上津役四丁目 1 3 番 1 0 7 地先まで	22.1 ~ 38.7	581.7
5 3 5	本城 1 号線	前	八幡西区大字本城 1 8 5 5 番 1 地先から 八幡西区本城一丁目 2 1 2 6 番 1 地先まで	18.0 ~ 30.0	630.2
		後	八幡西区大字本城 1 8 5 5 番 1 地先から 八幡西区本城一丁目 2 1 2 6 番 1 地先まで	18.0 ~ 30.0	630.2
7 0 1	浅川 3 号線	前	八幡西区大字浅川 6 5 1 番 4 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 6 番 1 2 地先まで	3.3 ~ 14.1	578.5
		後	八幡西区大字浅川 6 5 1 番 4 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 6 番 1 2 地先まで	3.3 ~ 14.1	579.8
7 2 9	楠橋 8 号線	前	八幡西区楠橋下方三丁目 1 9 7 5 番 9 地先から 八幡西区山寺町 3 9 7 7 番 2 地先まで	4.7 ~ 20.0	962.1

		後	八幡西区楠橋下方三丁目1 975番9地先から 八幡西区山寺町3977番 2地先まで	4.7 ～ 20.0	962.1
736	幸神鉄 王1号 線	前	八幡西区幸神四丁目8番2 7地先から 八幡西区鉄王一丁目11番 2地先まで	10.8 ～ 18.6	978.6
		後	八幡西区幸神四丁目8番2 7地先から 八幡西区鉄王一丁目11番 2地先まで	10.8 ～ 18.6	979.3
1105	浅川5 8号線	前	八幡西区大字浅川1234 番地先から 八幡西区大字浅川1212 番1地先まで	1.5 ～ 5.0	23.0
		後	八幡西区浅川町1235番 2地先から 八幡西区浅川町1212番 6地先まで	1.4 ～ 3.4	16.8
1217	浅川日 の峯2 7号線	前	八幡西区浅川日の峯二丁目 1185番7地先から 八幡西区浅川日の峯二丁目 1185番14地先まで	4.6 ～ 6.4	43.0
		後	八幡西区浅川日の峯二丁目 1113番16地先から 八幡西区浅川日の峯二丁目 1185番14地先まで	4.6 ～ 6.4	43.1
1876	沖田2 8号線	前	八幡西区沖田二丁目185 8番32地先から 八幡西区沖田二丁目185 8番43地先まで	4.7 ～ 5.3	96.1

		後	八幡西区沖田二丁目185 8番32地先から 八幡西区沖田二丁目185 8番43地先まで	4.2 ～ 5.1	96.0
2516	京良城 町2号 線	前	八幡西区京良城町1493 番4地先から 八幡西区京良城町1753 番2地先まで	6.6 ～ 11.6	346.9
		後	八幡西区京良城町1493 番4地先から 八幡西区京良城町1753 番2地先まで	6.6 ～ 11.6	347.4
2762	楠橋1 60号 線	前	八幡西区大字楠橋406番 2地先から 八幡西区大字楠橋305番 10地先まで	2.0 ～ 8.0	329.2
		後	八幡西区大字楠橋406番 2地先から 八幡西区大字楠橋305番 10地先まで	2.0 ～ 5.2	329.6
2831	楠橋2 29号 線	前	八幡西区大字楠橋2944 番40地先から 八幡西区大字楠橋3007 番19地先まで	3.9 ～ 8.8	256.2
		後	八幡西区大字楠橋2944 番40地先から 八幡西区大字楠橋3007 番19地先まで	3.9 ～ 4.6	256.0
2834	楠橋2 32号 線	前	八幡西区大字楠橋3010 番11地先から 八幡西区大字楠橋3009 番8地先まで	4.0 ～ 4.1	46.0

		後	八幡西区大字楠橋 3 0 1 0 番 1 1 地先から 八幡西区楠北二丁目 3 0 0 9 番 8 地先まで	3.9 ～ 4.1	46.2
2 8 6 9	楠橋 2 6 7 号 線	前	八幡西区大字楠橋 3 2 7 7 番地先から 八幡西区大字楠橋 3 3 1 1 番 1 地先まで	1.7 ～ 6.8	93.4
		後	八幡西区大字楠橋 3 2 7 7 番地先から 八幡西区楠橋西一丁目 3 2 9 8 番 1 地先まで	1.7 ～ 10.2	92.2
2 8 7 8	楠橋 2 7 6 号 線	前	八幡西区楠橋西二丁目 3 7 1 7 番 1 地先から 八幡西区楠橋南三丁目 3 9 4 3 番地先まで	3.7 ～ 7.4	212.3
		後	八幡西区楠橋西二丁目 3 7 1 7 番 1 地先から 八幡西区楠橋西二丁目 3 7 4 3 番 1 地先まで	3.7 ～ 7.8	212.0
2 8 8 6	楠橋 2 8 4 号 線	前	八幡西区大字楠橋 3 5 1 2 番 4 地先から 八幡西区大字楠橋 3 8 2 8 番地先まで	6.0 ～ 12.5	593.8
		後	八幡西区大字楠橋 3 5 1 2 番 4 地先から 八幡西区大字楠橋 3 8 2 8 番地先まで	6.0 ～ 12.7	593.6
2 8 8 7	楠橋 2 8 5 号 線	前	八幡西区大字楠橋 3 5 2 5 番 3 地先から 八幡西区大字楠橋 3 9 0 3 番 1 地先まで	4.6 ～ 8.4	190.5

		後	八幡西区大字楠橋 3 5 2 5 番 3 地先から 八幡西区楠橋西三丁目 3 5 0 2 番 1 地先まで	4.6 ～ 7.3	190.7
2 8 8 8	楠橋 2 8 6 号 線	前	八幡西区大字楠橋 3 4 9 2 番 1 地先から 八幡西区大字楠橋 3 8 4 2 番地先まで	3.6 ～ 8.5	419.1
		後	八幡西区大字楠橋 3 4 9 2 番 1 地先から 八幡西区大字楠橋 3 8 4 2 番地先まで	3.6 ～ 8.5	
2 8 9 3	楠橋 2 9 1 号 線	前	八幡西区大字楠橋 3 9 0 3 番 1 地先から 八幡西区大字楠橋 3 8 9 5 番地先まで	6.6	127.1
		後	八幡西区楠橋西三丁目 3 9 0 3 番 1 地先から 八幡西区大字楠橋 3 8 9 5 番 1 地先まで	6.5 ～ 6.6	128.7
3 0 8 2	木屋瀬 2 号線	前	八幡西区大字木屋瀬 5 3 1 番 4 地先から 八幡西区大字木屋瀬 3 7 4 4 番 2 地先まで	8.1 ～ 10.7	222.2
		後	八幡西区大字木屋瀬 5 3 1 番 4 地先から 八幡西区楠橋西二丁目 3 7 4 3 番 1 地先まで	8.1 ～ 10.7	
3 0 8 3	木屋瀬 3 号線	前	八幡西区大字木屋瀬 5 2 7 番 4 地先から 八幡西区大字楠橋 3 7 4 8 番 4 地先まで	7.0 ～ 12.9	156.7

		後	八幡西区大字木屋瀬 5 2 7 番 4 地先から 八幡西区大字楠橋 3 7 4 8 番 4 地先まで	7.1 ～ 8.0	156.7
3 3 5 1	陣原 4 9 号線	前	八幡西区陣原四丁目 9 7 4 番 4 地先から 八幡西区陣原四丁目 2 1 8 1 番 6 地先まで	3.0 ～ 8.2	614.7
		後	八幡西区陣原四丁目 9 7 4 番 4 地先から 八幡西区陣原四丁目 2 1 8 1 番 6 地先まで	3.0 ～ 8.2	614.4
3 6 2 2	鷹の巣 3 0 号 線	前	八幡西区鷹の巣二丁目 1 4 番 8 地先から 八幡西区鷹の巣二丁目 4 番 6 地先まで	4.1 ～ 8.2	373.9
		後	八幡西区鷹の巣二丁目 1 4 番 8 地先から 八幡西区鷹の巣二丁目 4 番 6 地先まで	4.1 ～ 8.2	373.9
3 8 1 8	鉄王 5 号線	前	八幡西区鉄王一丁目 1 0 番 1 地先から 八幡西区鉄王一丁目 8 番 4 地先まで	4.2 ～ 4.3	102.5
		後	八幡西区鉄王一丁目 1 0 番 1 地先から 八幡西区鉄王一丁目 8 番 4 地先まで	4.2 ～ 4.3	103.2
3 8 1 9	鉄王 6 号線	前	八幡西区鉄王一丁目 1 0 番 1 2 地先から 八幡西区鉄王一丁目 1 0 番 1 8 地先まで	6.1	164.9

		後	八幡西区鉄王一丁目10番 12地先から 八幡西区鉄王一丁目10番 15地先まで	6.1 ~ 8.4	166.6
3823	鉄王1 0号線	前	八幡西区鉄王一丁目11番 5地先から 八幡西区鉄王一丁目10番 18地先まで	8.1 ~ 8.4	127.4
		後	八幡西区鉄王一丁目11番 5地先から 八幡西区鉄王一丁目10番 15地先まで	8.1 ~ 8.4	127.9
3825	鉄王1 2号線	前	八幡西区鉄王一丁目11番 4地先から 八幡西区鉄王一丁目11番 5地先まで	6.0 ~ 6.3	171.2
		後	八幡西区鉄王一丁目11番 4地先から 八幡西区鉄王一丁目11番 39地先まで	6.0 ~ 6.3	170.6
3826	鉄王1 3号線	前	八幡西区鉄王一丁目1番4 地先から 八幡西区鉄王一丁目8番1 2地先まで	4.1 ~ 7.0	189.4
		後	八幡西区鉄王一丁目1番4 地先から 八幡西区鉄王一丁目8番4 地先まで	4.1 ~ 7.0	190.3
3921	中須3 号線	前	八幡西区中須一丁目230 7番1地先から 八幡西区中須一丁目234 0番1地先まで	3.2 ~ 5.3	487.6

		後	八幡西区中須一丁目 2 3 0 7 番 1 地先から 八幡西区中須一丁目 2 3 4 0 番 1 地先まで	2.9 ～ 7.0	495.9
3 9 2 2	中須 4 号線	前	八幡西区友田一丁目 2 3 7 8 番 1 地先から 八幡西区陣原四丁目 9 8 8 番 3 地先まで	4.6 ～ 13.7	200.8
		後	八幡西区友田一丁目 2 3 7 8 番 1 地先から 八幡西区陣原四丁目 9 8 8 番 3 地先まで	3.6 ～ 13.7	268.2
4 2 6 9	野面 8 2 号線	前	八幡西区大字野面 6 5 4 番 1 地先から 八幡西区大字野面 4 5 0 番 2 地先まで	5.6 ～ 8.1	533.5
		後	八幡西区大字野面 6 5 4 番 1 地先から 八幡西区大字野面 4 5 0 番 2 地先まで	5.6 ～ 8.6	533.5
4 2 7 6	野面 8 9 号線	前	八幡西区大字野面 2 2 1 番 1 地先から 八幡西区大字野面 4 8 5 番 1 地先まで	3.4 ～ 10.3	329.1
		後	八幡西区大字野面 2 2 1 番 1 地先から 八幡西区大字野面 4 8 5 番 4 地先まで	3.7 ～ 9.1	325.9
4 8 3 5	別所町 1 号線	前	八幡西区别所町 2 2 番 1 0 地先から 八幡西区别所町 1 8 番 7 地 先まで	8.0 ～ 8.2	235.4

		後	八幡西区别所町 2 2 番 1 0 地先から 八幡西区别所町 1 8 番 7 地 先まで	8.0 ～ 8.4	235.1
4 8 3 6	別所町 2 号線	前	八幡西区别所町 1 9 番 1 7 地先から 八幡西区别所町 1 8 番 1 地 先まで	4.1 ～ 10.4	239.6
		後	八幡西区别所町 1 9 番 1 7 地先から 八幡西区别所町 1 8 番 1 地 先まで	4.1 ～ 6.3	238.3
5 2 5 3	南鷹見 町 1 2 号線	前	八幡西区南鷹見町 2 9 1 番 地先から 八幡西区南鷹見町 2 9 7 番 地先まで	6.0 ～ 6.4	133.0
		後	八幡西区南鷹見町 2 9 1 番 地先から 八幡西区南鷹見町 2 9 7 番 地先まで	6.0 ～ 6.4	133.0
5 2 5 5	南鷹見 町 1 4 号線	前	八幡西区南鷹見町 2 9 0 番 6 地先から 八幡西区南鷹見町 2 9 0 番 1 地先まで	5.0	40.3
		後	八幡西区南鷹見町 2 8 8 番 6 地先から 八幡西区南鷹見町 2 8 8 番 1 4 地先まで	4.7 ～ 5.1	51.7
5 2 7 5	美原町 8 号線	前	八幡西区美原町 3 1 4 番 1 地先から 八幡西区美原町 3 0 5 番 3 8 地先まで	4.1 ～ 5.8	532.5

		後	八幡西区美原町 3 1 4 番 1 地先から 八幡西区美原町 3 0 5 番 3 8 地先まで	4.1 ～ 6.4	533.4
5 2 7 6	美原町 9 号線	前	八幡西区美原町 3 0 6 番 2 2 地先から 八幡西区美原町 3 0 4 番 2 3 地先まで	3.8 ～ 5.8	282.6
		後	八幡西区美原町 3 0 6 番 2 2 地先から 八幡西区美原町 3 0 4 番 2 3 地先まで	3.8 ～ 4.5	282.7
5 2 7 9	美原町 1 2 号 線	前	八幡西区美原町 3 0 4 番 5 0 地先から 八幡西区美原町 2 9 4 番 1 3 地先まで	3.8 ～ 4.0	144.6
		後	八幡西区美原町 3 0 4 番 5 0 地先から 八幡西区美原町 2 9 4 番 2 2 地先まで	3.8 ～ 4.0	144.9
5 8 4 6	楠橋西 4 号線	前	八幡西区楠橋西三丁目 3 4 8 5 番 1 地先から 八幡西区楠橋西三丁目 3 5 0 1 番地先まで	6.2 ～ 9.0	147.7
		後	八幡西区楠橋西三丁目 3 4 8 5 番 1 地先から 八幡西区楠橋西三丁目 3 5 0 1 番 1 地先まで	6.2 ～ 9.0	148.0
5 8 4 7	楠橋西 5 号線	前	八幡西区楠橋西三丁目 3 5 0 1 番地先から 八幡西区楠橋西三丁目 3 9 0 9 番 1 地先まで	5.7 ～ 7.8	102.0

		後	八幡西区楠橋西三丁目 3 5 0 1 番 1 地先から 八幡西区楠橋西三丁目 3 9 0 9 番 1 地先まで	5.4 ～ 7.7	100.1
6 2 3 3	美原町 1 5 号 線	前	八幡西区美原町から 八幡西区美原町まで	3.0 ～ 5.0	111.1
		後	八幡西区美原町 2 7 4 番 1 3 地先から 八幡西区美原町 2 9 4 番 6 2 地先まで	3.0 ～ 3.2	111.0
6 6 0 2	浅川 1 9 0 号 線	前	八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 7 3 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 3 8 地先まで	6.0 ～ 8.0	553.2
		後	八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 7 3 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 3 8 地先まで	6.0 ～ 8.0	551.5
6 6 0 5	浅川 1 9 3 号 線	前	八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 8 0 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 8 1 番 7 地先まで	6.0 ～ 8.3	152.2
		後	八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 8 0 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 8 1 番 7 地先まで	6.0 ～ 6.3	153.9

北九州市告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和元年9月30日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
504	猿喰大里 1号線	門司区大字猿喰452番8地先から 門司区大字大里5856番2地先まで
515	西新町下 二十町1 号線	門司区西新町一丁目3番13地先から 門司区下二十町7番5地先まで
702	大里東羽 山1号線	門司区大里東四丁目12番25地先から 門司区羽山二丁目1163番3地先まで
716	丸山黒川 1号線	門司区丸山一丁目1202番343地先から 門司区大字黒川10番9地先まで
724	吉志2号 線	門司区吉志二丁目986番8地先から 門司区大字吉志1032番地先まで
1194	大積13 号線	門司区大字黒川997番1地先から 門司区大字大積1039番3地先まで
1278	春日町5 号線	門司区春日町873番地先から 門司区大字黒川863番4地先まで
1280	春日町7 号線	門司区春日町925番2地先から 門司区春日町925番5地先まで
1349	上馬寄3 号線	門司区上馬寄一丁目1番1地先から 門司区上馬寄一丁目上馬寄橋まで

1 3 5 0	上馬寄 4 号線	門司区上馬寄一丁目 1 3 番 3 地先から 門司区上馬寄一丁目 2 番 4 地先まで
1 7 7 8	猿喰 5 号 線	門司区大字猿喰 1 4 0 4 番 1 地先から 門司区大字猿喰 4 3 5 番地先まで
1 7 7 9	猿喰 6 号 線	門司区大字猿喰 5 8 6 番 3 地先から 門司区大字猿喰 6 1 5 番 4 地先まで
1 7 8 2	猿喰 9 号 線	門司区大字猿喰 8 4 3 番地先から 門司区大字猿喰 9 4 6 番 5 地先まで
1 7 9 9	猿喰 2 6 号線	門司区大字猿喰 4 3 6 番 2 地先から 門司区大字猿喰 4 2 3 番地先まで
1 8 0 4	猿喰 3 1 号線	門司区大字猿喰 4 4 6 番 3 地先から 門司区大字猿喰 6 0 3 番地先まで
1 9 1 7	社ノ木 4 号線	門司区社ノ木二丁目 6 番 3 地先から 門司区社ノ木二丁目 7 番 6 地先まで
1 9 1 9	社ノ木 6 号線	門司区社ノ木二丁目 1 番 2 地先から 門司区社ノ木二丁目 8 番 3 地先まで
1 9 2 6	社ノ木 1 3 号線	門司区社ノ木二丁目 5 番 1 地先から 門司区社ノ木二丁目 4 番 2 地先まで
2 0 5 6	大里戸ノ 上 3 9 号 線	門司区大里戸ノ上一丁目 1 3 番 9 地先から 門司区大里戸ノ上一丁目 1 5 番地先まで
2 3 9 0	中二十町 7 号線	門司区中二十町 1 7 番 1 4 地先から 門司区中二十町 2 番 1 地先まで
2 3 9 1	中二十町 8 号線	門司区中二十町 1 7 番 8 地先から 門司区中二十町 9 番 1 0 地先まで
2 3 9 3	中二十町 1 0 号線	門司区中二十町 1 7 番 1 地先から 門司区中二十町 9 番 1 6 地先まで

2 4 6 2	畑 6 号線	門司区大字畑 8 9 0 番 1 地先から 門司区大字畑 1 0 4 6 番 2 地先まで
2 4 8 5	畑 2 9 号線	門司区大字畑 3 5 6 番 3 地先から 門司区大字畑 9 6 9 番 1 地先まで
2 4 8 7	畑 3 1 号線	門司区大字畑 1 0 8 8 番 1 地先から 門司区大字畑 1 1 3 9 番 1 地先まで
2 4 8 9	畑 3 3 号線	門司区大字畑 1 1 4 2 番地先から 門司区大字畑 1 2 1 7 番地先まで
2 7 8 7	丸山 1 6 号線	門司区丸山二丁目 1 2 0 2 番 5 地先から 門司区丸山二丁目 1 2 0 2 番 5 地先まで
2 7 9 1	丸山 2 0 号線	門司区丸山一丁目 1 2 0 2 番 3 5 地先から 門司区丸山一丁目 1 2 0 2 番 2 地先まで
2 9 7 3	畑 9 3 号線	門司区大字畑 1 0 1 6 番 3 地先から 門司区大字畑 1 1 0 7 番 1 地先まで
2 9 7 5	畑 9 5 号線	門司区大字畑 1 1 3 7 番 1 地先から 門司区大字畑 1 7 1 0 番 9 地先まで
3 0 0 6	田野浦 5 4 号線	門司区大字田野浦 1 0 3 6 番地先から 門司区大字田野浦 1 0 2 6 番 1 地先まで
3 1 3 1	大積 2 7 号線	門司区大字大積 1 0 3 5 番 3 地先から 門司区大字大積 9 4 7 番 7 地先まで
1 6 1 4	霧ヶ丘 1 5 号線	小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 6 4 番 1 地先から 小倉北区霧ヶ丘三丁目 1 5 2 0 番 8 地先まで
3 0 6 5	霧ヶ丘 1 8 号線	小倉北区霧ヶ丘三丁目 1 5 7 7 番 1 地先から 小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 5 4 0 番 1 0 地先まで
3 3 5 2	泉台 3 6 号線	小倉北区泉台二丁目 7 5 6 番 2 0 2 地先から 小倉北区泉台二丁目 8 0 7 番 5 3 地先まで
3 3 9 7	霧ヶ丘 2 4 号線	小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 5 4 0 番 1 0 地先から 小倉北区霧ヶ丘三丁目 1 5 5 1 番 1 地先まで

5 1 7	下石田上 石田 1 号 線	小倉南区下石田二丁目 8 9 9 番 1 0 地先から 小倉南区上石田一丁目 1 0 2 6 番 1 2 地先まで
5 3 7	田原新町 下曾根新 町 1 号線	小倉南区田原新町三丁目 1 0 1 番 1 地先から 小倉南区下曾根新町 1 0 番 1 0 1 地先まで
7 0 2	吉田 5 号 線	小倉南区大字吉田 2 6 8 0 番 1 1 地先から 小倉南区大字吉田 2 3 3 5 番 2 地先まで
7 0 7	曾根下曾 根 1 号線	小倉南区下曾根二丁目 3 8 3 3 番地先から 小倉南区大字曾根 3 3 2 6 番 1 地先まで
7 0 9	下曾根 2 号線	小倉南区下曾根三丁目 2 4 3 3 番 1 地先から 小倉南区下曾根二丁目 2 5 7 4 番 1 4 地先まで
7 2 4	曾根 2 号 線	小倉南区中曾根五丁目 1 0 3 5 番地先から 小倉南区上曾根四丁目 2 4 7 番 6 地先まで
7 3 3	下城野北 方 1 号線	小倉南区下城野一丁目 1 4 0 9 番 1 8 地先から 小倉南区北方三丁目 2 4 3 番 1 地先まで
7 4 8	葛原本町 長野 1 号 線	小倉南区葛原本町一丁目 1 9 9 0 番 5 地先から 小倉南区長野三丁目 2 2 6 7 番 1 地先まで
7 5 2	下石田 1 号線	小倉南区下石田三丁目 1 1 0 2 番 4 地先から 小倉南区下石田二丁目 8 9 9 番 1 0 地先まで
7 6 6	徳吉東高 津尾 1 号 線	小倉南区徳吉東一丁目 5 4 7 番 1 地先から 小倉南区大字高津尾 1 1 6 番地先まで
7 6 7	徳力高津 尾 1 号線	小倉南区大字徳力 5 9 3 番 1 地先から 小倉南区大字高津尾加用橋まで
7 6 8	高津尾 1 号線	小倉南区大字高津尾 4 8 2 番 4 地先から 小倉南区大字高津尾 4 6 9 番 1 地先まで

797	上吉田吉田1号線	小倉南区上吉田二丁目376番6地先から 小倉南区大字吉田30番1地先まで
1009	石田4号線	小倉南区大字石田801番1地先から 小倉南区大字石田245番3地先まで
1011	石田6号線	小倉南区大字石田399番1地先から 小倉南区石田南二丁目375番1地先まで
1377	蒲生17号線	小倉南区蒲生二丁目646番1地先から 小倉南区蒲生二丁目641番1地先まで
1444	北方17号線	小倉南区北方二丁目946番8地先から 小倉南区北方二丁目1046番4地先まで
1475	北方48号線	小倉南区北方二丁目919番18地先から 小倉南区北方二丁目905番12地先まで
1540	朽網7号線	小倉南区朽網東四丁目125番1地先から 小倉南区朽網東四丁目88番8地先まで
1563	朽網30号線	小倉南区大字朽網1641番地先から 小倉南区大字朽網1731番2地先まで
1604	朽網71号線	小倉南区朽網東四丁目129番1地先から 小倉南区大字朽網1番1地先まで
1608	朽網75号線	小倉南区大字朽網81番地先から 小倉南区朽網東四丁目127番2地先まで
1618	朽網85号線	小倉南区朽網東五丁目220番1地先から 小倉南区朽網東五丁目224番1地先まで
1619	朽網86号線	小倉南区大字朽網237番1地先から 小倉南区朽網東五丁目219番1地先まで
1805	葛原38号線	小倉南区葛原四丁目290番88地先から 小倉南区葛原四丁目290番84地先まで
1960	葛原本町62号線	小倉南区葛原本町一丁目1987番3地先から 小倉南区葛原本町一丁目1978番2地先まで

2097	志井55 号線	小倉南区大字志井1740番11地先から 小倉南区大字志井1742番26地先まで
2102	志井60 号線	小倉南区志井六丁目1888番25地先から 小倉南区志井六丁目267番2地先まで
2153	下曾根5 号線	小倉南区下曾根一丁目2433番5地先から 小倉南区下曾根一丁目2539番1地先まで
2164	下曾根1 6号線	小倉南区下曾根二丁目2659番1地先から 小倉南区下曾根一丁目2360番2地先まで
2165	下曾根1 7号線	小倉南区下曾根三丁目3835番1地先から 小倉南区下曾根三丁目2545番1地先まで
2371	曾根5号 線	小倉南区上曾根二丁目650番地先から 小倉南区上曾根二丁目608番地先まで
2501	曾根13 5号線	小倉南区上曾根三丁目727番2地先から 小倉南区上曾根三丁目731番地先まで
2502	曾根13 6号線	小倉南区上曾根二丁目658番2地先から 小倉南区上曾根二丁目658番1地先まで
2618	高津尾1 4号線	小倉南区大字高津尾482番4地先から 小倉南区大字高津尾551番18地先まで
2807	徳吉1号 線	小倉南区大字徳吉85番2地先から 小倉南区大字徳吉1250番地先まで
2953	長尾16 号線	小倉南区長尾五丁目59番16地先から 小倉南区長尾五丁目94番1地先まで
3052	長野本町 1号線	小倉南区長野本町二丁目2246番1地先から 小倉南区長野本町二丁目2222番1地先まで
3236	蛭田若園 29号線	小倉南区蛭田若園二丁目215番5地先から 小倉南区蛭田若園二丁目514番地先まで
3239	貫8号線	小倉南区下貫四丁目3637番1地先から 小倉南区大字貫2908番1地先まで

3391	貫160 号線	小倉南区下貫四丁目3629番1地先から 小倉南区大字貫3229番6地先まで
3393	貫162 号線	小倉南区大字貫3681番1地先から 小倉南区大字貫2234番1地先まで
3396	貫165 号線	小倉南区大字貫3713番2地先から 小倉南区大字貫3729番1地先まで
3398	貫167 号線	小倉南区下貫四丁目3187番2地先から 小倉南区大字貫3183番2地先まで
3400	貫169 号線	小倉南区大字貫3725番1地先から 小倉南区大字貫3165番地先まで
4080	湯川新町 52号線	小倉南区湯川新町四丁目961番1地先から 小倉南区湯川新町四丁目795番3地先まで
4082	湯川新町 54号線	小倉南区湯川新町四丁目960番3地先から 小倉南区湯川新町四丁目795番18地先まで
4213	吉田21 号線	小倉南区下吉田二丁目1937番1地先から 小倉南区大字吉田1805番地先まで
4453	蒲生19 号線	小倉南区蒲生一丁目648番51地先から 小倉南区蒲生一丁目670番地先まで
4454	蒲生20 号線	小倉南区蒲生一丁目648番16地先から 小倉南区蒲生一丁目648番20地先まで
4455	蒲生21 号線	小倉南区蒲生一丁目648番51地先から 小倉南区蒲生一丁目648番27地先まで
4456	蒲生22 号線	小倉南区蒲生一丁目648番22地先から 小倉南区蒲生一丁目648番28地先まで
4457	蒲生23 号線	小倉南区蒲生一丁目648番5地先から 小倉南区蒲生一丁目653番3地先まで
4458	蒲生24 号線	小倉南区蒲生一丁目648番45地先から 小倉南区蒲生一丁目648番48地先まで

4 4 5 9	蒲生 2 5 号線	小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 2 2 地先から 小倉南区蒲生一丁目 6 4 8 番 2 8 地先まで
4 4 6 7	北方 5 6 号線	小倉南区北方二丁目 9 0 8 番 1 地先から 小倉南区北方二丁目 9 1 1 番 8 地先まで
4 5 0 0	下石田 9 号線	小倉南区下石田二丁目 9 2 2 番 5 地先から 小倉南区下石田二丁目 8 9 9 番 6 地先まで
4 5 3 8	長尾 4 2 号線	小倉南区長尾五丁目 8 8 番 5 地先から 小倉南区長尾五丁目 8 8 番 9 地先まで
5 4 4 3	湯川新町 1 0 1 号 線	小倉南区湯川新町二丁目 6 3 2 番 2 地先から 小倉南区湯川新町二丁目 6 3 0 番 2 地先まで
5 4 9 1	下曾根新 町 1 0 号 線	小倉南区下曾根新町 1 0 0 番 1 3 地先から 小倉南区下曾根新町 1 0 番 1 0 1 地先まで
5 4 9 2	下曾根新 町 1 1 号 線	小倉南区下曾根新町 1 3 番 1 0 3 地先から 小倉南区下曾根新町 1 3 番 1 0 3 地先まで
5 6 5 9	朽網 2 4 5 号線	小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 9 4 地先から 小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 7 地先まで
5 7 6 6	長野本町 4 4 号線	小倉南区長野本町二丁目 2 2 4 0 番 7 地先から 小倉南区長野本町二丁目 2 2 3 9 番 4 地先まで
5 8 3 1	朽網 2 5 0 号線	小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 3 8 地先から 小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 1 地先まで
5 9 3 9	蒲生 3 2 号線	小倉南区蒲生一丁目 6 6 2 番 2 地先から 小倉南区蒲生一丁目 6 6 4 番 8 地先まで
5 9 6 5	湯川新町 1 0 8 号 線	小倉南区湯川新町三丁目 7 8 0 番 9 地先から 小倉南区湯川新町三丁目 9 0 5 番 4 地先まで

5 9 7 6	横代南町 山手 1 号 線	小倉南区横代南町五丁目 1 5 9 3 番 1 地先から 小倉南区石田南二丁目 3 4 4 番 1 地先まで
6 0 8 6	朽網東 3 4 号線	小倉南区朽網東四丁目 9 1 番 1 地先から 小倉南区朽網東四丁目 9 2 番 2 地先まで
6 2 1 5	湯川新町 1 1 5 号 線	小倉南区湯川新町四丁目 7 9 5 番 2 3 地先から 小倉南区湯川新町四丁目 7 9 5 番 2 2 地先まで
6 2 1 6	湯川新町 1 1 6 号 線	小倉南区湯川新町四丁目 7 9 2 番 7 地先から 小倉南区湯川新町四丁目 7 9 2 番 3 2 地先まで
6 3 3 1	横代北町 9 7 号線	小倉南区横代北町二丁目 1 0 4 6 番 2 地先から 小倉南区横代北町二丁目 1 0 4 7 番 3 2 地先まで
7 3 3	畠田 1 号 線	若松区畠田二丁目 1 番 1 1 4 地先から 若松区大字畠田 6 番 4 6 地先まで
7 4 4	安屋 2 号 線	若松区大字安屋 1 6 7 9 番地先から 若松区大字安屋 8 4 4 番地先まで
1 4 4 3	安屋 1 1 7 号線	若松区大字安屋 3 5 1 番 1 地先から 若松区大字安屋 7 7 5 番 1 地先まで
1 4 4 4	安屋 1 1 8 号線	若松区大字安屋 8 2 5 番 3 地先から 若松区大字安屋 7 4 6 番地先まで
2 6 2 8	畠田 2 号 線	若松区畠田一丁目 2 9 0 番 1 1 地先から 若松区畠田二丁目 2 8 5 番地先まで
5 1 4	京良城町 市瀬 1 号 線	八幡西区京良城町 1 4 9 6 番 5 - 3 地先から 八幡西区市瀬二丁目 1 8 3 3 番 2 1 地先まで
5 2 7	下上津役 2 号線	八幡西区下上津役四丁目 1 7 8 0 番 1 地先から 八幡西区下上津役四丁目 1 3 番 1 0 7 地先まで

5 3 5	本城 1 号線	八幡西区大字本城 1 8 5 5 番 1 地先から 八幡西区本城一丁目 2 1 2 6 番 1 地先まで
7 0 1	浅川 3 号線	八幡西区大字浅川 6 5 1 番 4 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 6 番 1 2 地先まで
7 2 9	楠橋 8 号線	八幡西区楠橋下方三丁目 1 9 7 5 番 9 地先から 八幡西区山寺町 3 9 7 7 番 2 地先まで
7 3 6	幸神鉄王 1 号線	八幡西区幸神四丁目 8 番 2 7 地先から 八幡西区鉄王一丁目 1 1 番 2 地先まで
1 1 0 5	浅川 5 8 号線	八幡西区浅川町 1 2 3 5 番 2 地先から 八幡西区浅川町 1 2 1 2 番 6 地先まで
1 2 1 7	浅川日の 峯 2 7 号 線	八幡西区浅川日の峯二丁目 1 1 1 3 番 1 6 地先から 八幡西区浅川日の峯二丁目 1 1 8 5 番 1 4 地先まで
1 8 7 6	沖田 2 8 号線	八幡西区沖田二丁目 1 8 5 8 番 3 2 地先から 八幡西区沖田二丁目 1 8 5 8 番 4 3 地先まで
2 5 1 6	京良城町 2 号線	八幡西区京良城町 1 4 9 3 番 4 地先から 八幡西区京良城町 1 7 5 3 番 2 地先まで
2 7 6 2	楠橋 1 6 0 号線	八幡西区大字楠橋 4 0 6 番 2 地先から 八幡西区大字楠橋 3 0 5 番 1 0 地先まで
2 8 3 1	楠橋 2 2 9 号線	八幡西区大字楠橋 2 9 4 4 番 4 0 地先から 八幡西区大字楠橋 3 0 0 7 番 1 9 地先まで
2 8 3 4	楠橋 2 3 2 号線	八幡西区大字楠橋 3 0 1 0 番 1 1 地先から 八幡西区楠北二丁目 3 0 0 9 番 8 地先まで
2 8 6 9	楠橋 2 6 7 号線	八幡西区大字楠橋 3 2 7 7 番 地先から 八幡西区楠橋西一丁目 3 2 9 8 番 1 地先まで
2 8 7 8	楠橋 2 7 6 号線	八幡西区楠橋西二丁目 3 7 1 7 番 1 地先から 八幡西区楠橋西二丁目 3 7 4 3 番 1 地先まで

2886	楠橋28 4号線	八幡西区大字楠橋3512番4地先から 八幡西区大字楠橋3828番地先まで
2887	楠橋28 5号線	八幡西区大字楠橋3525番3地先から 八幡西区楠橋西三丁目3502番1地先まで
2888	楠橋28 6号線	八幡西区大字楠橋3492番1地先から 八幡西区大字楠橋3842番地先まで
2893	楠橋29 1号線	八幡西区楠橋西三丁目3903番1地先から 八幡西区大字楠橋3895番1地先まで
3083	木屋瀬3 号線	八幡西区大字木屋瀬527番4地先から 八幡西区大字楠橋3748番4地先まで
3351	陣原49 号線	八幡西区陣原四丁目974番4地先から 八幡西区陣原四丁目2181番6地先まで
3622	鷹の巣3 0号線	八幡西区鷹の巣二丁目14番8地先から 八幡西区鷹の巣二丁目4番6地先まで
3818	鉄王5号 線	八幡西区鉄王一丁目10番1地先から 八幡西区鉄王一丁目8番4地先まで
3819	鉄王6号 線	八幡西区鉄王一丁目10番12地先から 八幡西区鉄王一丁目10番15地先まで
3823	鉄王10 号線	八幡西区鉄王一丁目11番5地先から 八幡西区鉄王一丁目10番15地先まで
3825	鉄王12 号線	八幡西区鉄王一丁目11番4地先から 八幡西区鉄王一丁目11番39地先まで
3826	鉄王13 号線	八幡西区鉄王一丁目1番4地先から 八幡西区鉄王一丁目8番4地先まで
3921	中須3号 線	八幡西区中須一丁目2307番1地先から 八幡西区中須一丁目2340番1地先まで
3922	中須4号 線	八幡西区友田一丁目2378番1地先から 八幡西区陣原四丁目988番3地先まで

4 2 6 9	野面 8 2 号線	八幡西区大字野面 6 5 4 番 1 地先から 八幡西区大字野面 4 5 0 番 2 地先まで
4 2 7 6	野面 8 9 号線	八幡西区大字野面 2 2 1 番 1 地先から 八幡西区大字野面 4 8 5 番 4 地先まで
4 8 3 5	別所町 1 号線	八幡西区別所町 2 2 番 1 0 地先から 八幡西区別所町 1 8 番 7 地先まで
4 8 3 6	別所町 2 号線	八幡西区別所町 1 9 番 1 7 地先から 八幡西区別所町 1 8 番 1 地先まで
5 2 5 3	南鷹見町 1 2 号線	八幡西区南鷹見町 2 9 1 番地先から 八幡西区南鷹見町 2 9 7 番地先まで
5 2 5 5	南鷹見町 1 4 号線	八幡西区南鷹見町 2 8 8 番 6 地先から 八幡西区南鷹見町 2 8 8 番 1 4 地先まで
5 2 7 5	美原町 8 号線	八幡西区美原町 3 1 4 番 1 地先から 八幡西区美原町 3 0 5 番 3 8 地先まで
5 2 7 6	美原町 9 号線	八幡西区美原町 3 0 6 番 2 2 地先から 八幡西区美原町 3 0 4 番 2 3 地先まで
5 2 7 9	美原町 1 2 号線	八幡西区美原町 3 0 4 番 5 0 地先から 八幡西区美原町 2 9 4 番 2 2 地先まで
5 6 2 2	楠橋 3 0 1 号線	八幡西区楠橋西一丁目 3 3 1 3 番 5 地先から 八幡西区楠橋西一丁目 3 3 4 9 番地先まで
5 6 7 3	楠橋 3 0 7 号線	八幡西区楠北二丁目 3 0 1 1 番 5 地先から 八幡西区楠北二丁目 3 0 1 1 番 3 0 地先まで
5 8 4 6	楠橋西 4 号線	八幡西区楠橋西三丁目 3 4 8 5 番 1 地先から 八幡西区楠橋西三丁目 3 5 0 1 番 1 地先まで
5 8 4 7	楠橋西 5 号線	八幡西区楠橋西三丁目 3 5 0 1 番 1 地先から 八幡西区楠橋西三丁目 3 9 0 9 番 1 地先まで
6 2 3 3	美原町 1 5 号線	八幡西区美原町 2 7 4 番 1 3 地先から 八幡西区美原町 2 9 4 番 6 2 地先まで

6 6 0 2	浅川 1 9 0 号線	八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 7 3 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 3 8 地先まで
6 6 0 5	浅川 1 9 3 号線	八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 8 0 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 8 1 番 7 地先まで
6 9 8 5	浅川 1 9 7 号線	八幡西区浅川町 1 1 9 2 番 4 地先から 八幡西区大字浅川 1 2 3 7 番 1 3 0 地先まで
6 9 8 6	浅川 1 9 8 号線	八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 9 9 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 1 1 9 地先まで
6 9 8 7	浅川 1 9 9 号線	八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 1 0 8 地先から 八幡西区大字浅川 1 2 3 7 番 5 5 地先まで
6 9 8 8	浅川 2 0 0 号線	八幡西区大字浅川 1 2 3 7 番 2 3 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 1 1 5 地先まで
6 9 8 9	浅川 2 0 1 号線	八幡西区浅川町 1 2 0 6 番 4 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 9 0 地先まで
6 9 9 0	浅川町 1 号線	八幡西区浅川町 1 2 3 6 番 5 地先から 八幡西区浅川町 1 2 3 5 番 2 地先まで
6 9 9 2	浅川 2 0 2 号線	八幡西区大字浅川 1 2 3 7 番 1 地先から 八幡西区大字浅川 1 2 3 7 番 1 5 4 地先まで
6 9 9 3	浅川 2 0 3 号線	八幡西区大字浅川 1 2 3 7 番 1 6 0 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 1 4 1 地先まで
6 9 9 4	浅川 2 0 4 号線	八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 1 4 1 地先から 八幡西区大字浅川 1 2 3 7 番 8 1 地先まで
6 9 9 5	浅川 2 0 5 号線	八幡西区大字浅川 1 2 3 7 番 7 4 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 1 2 8 地先まで
6 9 9 6	浅川 2 0 6 号線	八幡西区大字浅川 1 2 3 7 番 8 6 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 1 3 2 地先まで
6 9 9 7	浅川 2 0 7 号線	八幡西区大字浅川 1 2 3 7 番 1 1 5 地先から 八幡西区大字浅川 1 1 7 9 番 1 3 9 地先まで

6998	浅川20 8号線	八幡西区大字浅川1237番131地先から 八幡西区大字浅川1179番142地先まで
6999	浅川20 9号線	八幡西区大字浅川1237番147地先から 八幡西区大字浅川1237番122地先まで
7000	浅川21 0号線	八幡西区大字浅川1237番155地先から 八幡西区大字浅川1237番159地先まで
7001	浅川21 1号線	八幡西区大字浅川1179番150地先から 八幡西区大字浅川1181番36地先まで
7015	鷹の巣4 1号線	八幡西区鷹の巣二丁目7番25地先から 八幡西区鷹の巣二丁目7番28地先まで

北九州市告示第 200 号

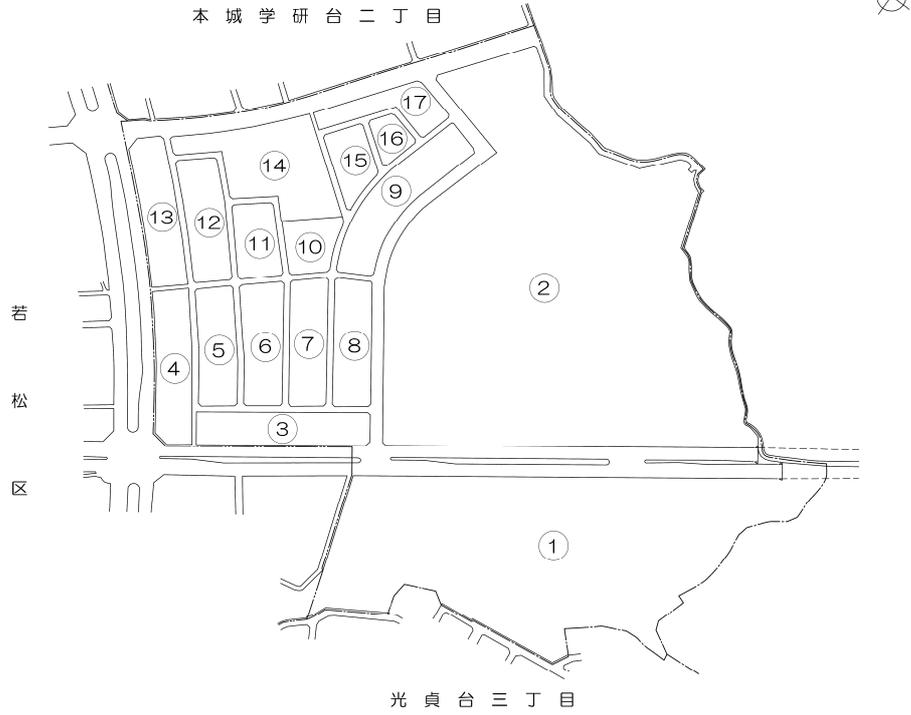
北九州市住居表示に関する条例（昭和 41 年北九州市条例第 4 号）第 2 条の規定により、別図 1 の北九州市八幡西区本城学研台一丁目 2 番の街区の区域を別図 2 のとおり変更するとともに、別図 1 の同区本城学研台一丁目の区域について別図 2 のとおり街区を増設し、令和元年 9 月 30 日から実施するので告示する。

令和元年 9 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

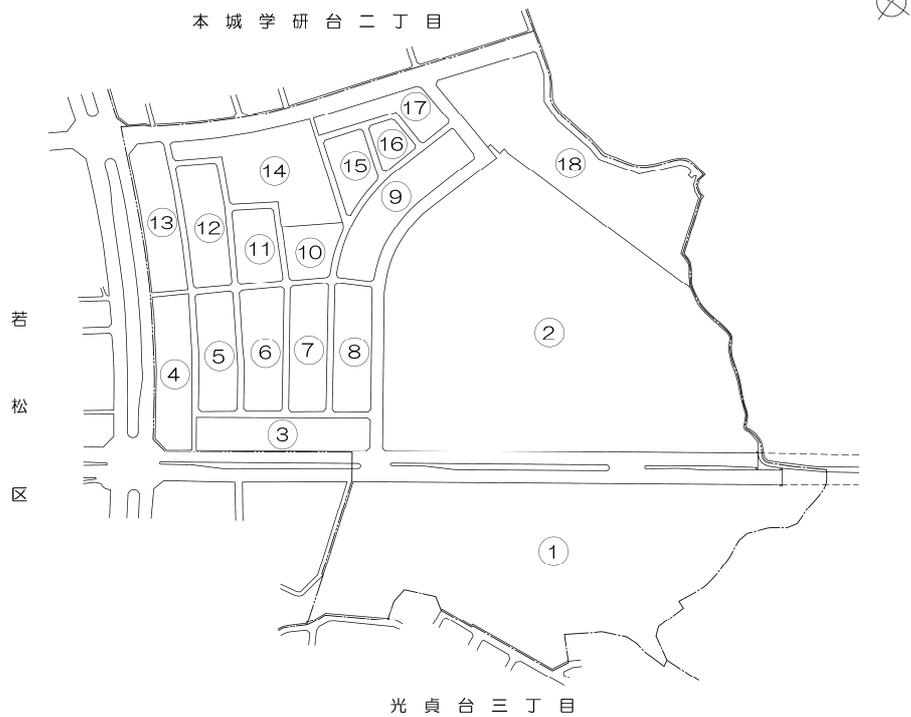
別図1

本城学研台一丁目



別図2

本城学研台一丁目



北九州市公告第 378 号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 14 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

令和元年 9 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
3763	北九州市立新門司 1号緑地	北九州市門司区新 門司二丁目及び新 門司三丁目	北九州市門司区新 門司二丁目の一部
4536	北九州市立新門司 海浜公園	北九州市門司区大 字猿喰	北九州市門司区大 字猿喰の一部
3576	北九州市立野面 2 号公園	北九州市八幡西区 野面一丁目 8 番	北九州市八幡西区 野面一丁目 8 番の 一部

2 変更の期日

令和元年 9 月 30 日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課においてこの公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市訓令第 2 号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第 1 条 北九州市副市長以下専決規程 (昭和 4 3 年北九州市訓令第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 5 の表の税務部長の項第 1 号中「市税」の次に「(県民税を含む。以下同じ。)」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 市税の納期限の延長

別表第 3 の 5 の表の課税課長及び固定資産税課長の項中「課税課長」を「課税第一課長、課税第二課長」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(2) 市税の過誤納整理 (課税第二課長に限る。)

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第 2 条 北九州市事業所長等専決規程 (昭和 4 3 年北九州市訓令第 1 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の表の市民税課長、門司税務課長、小倉南税務課長、若松税務課長、八幡東税務課長及び戸畑税務課長の項第 3 号を削る。

付 則

この訓令は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

北九州市交通局管理規程第2号

北九州市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月30日

北九州市交通局長 池上修

北九州市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程

北九州市交通局広告取扱規程（昭和44年北九州市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第2項の規定は、この規程の施行の日以後の掲出期間に係る広告の掲出料金について適用し、同日前の掲出期間に係る広告の掲出料金については、なお従前の例による。

北九州市交通局管理規程第3号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月30日

北九州市交通局長 池 上 修

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

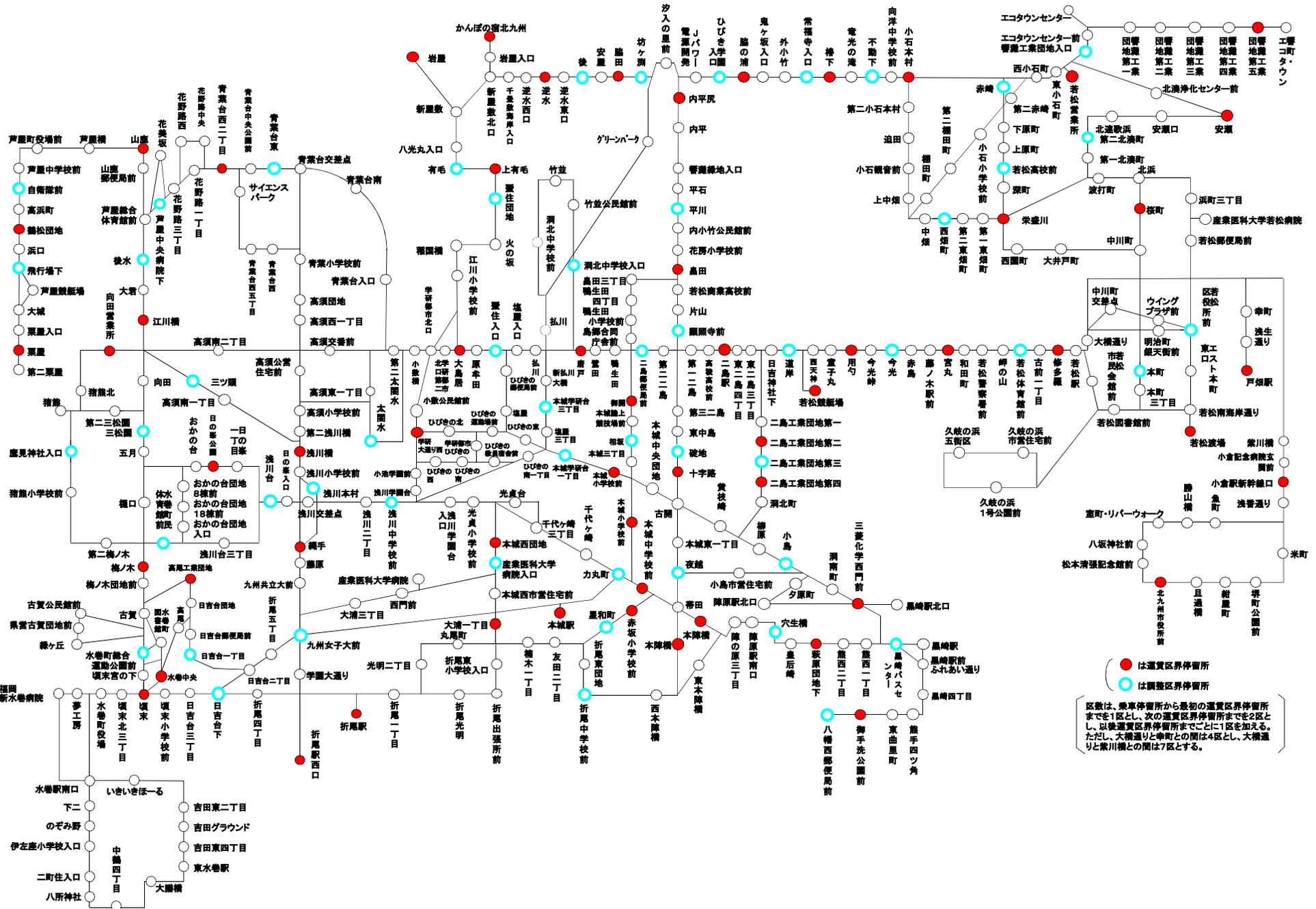
北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の表の3区の項中「260円」を「270円」に改め、同表の4区の項中「290円」を「300円」に、「270円」を「280円」に改め、同表の5区の項中「320円」を「330円」に、「300円」を「310円」に改め、同表の6区の項中「350円」を「360円」に、「330円」を「340円」に改め、同表の7区の項及び8区以上の項中「380円」を「390円」に、「360円」を「370円」に改める。

第3条の3第2項第1号の表の1区の項中「260円」を「270円」に改め、同表の2区の項中「290円」を「300円」に、「260円」を「270円」に改め、同表の3区の項中「320円」を「330円」に、「290円」を「300円」に改め、同表の4区の項中「350円」を「360円」に、「330円」を「340円」に改め、同表の5区の項及び6区以上の項中「380円」を「390円」に、「360円」を「370円」に改める。

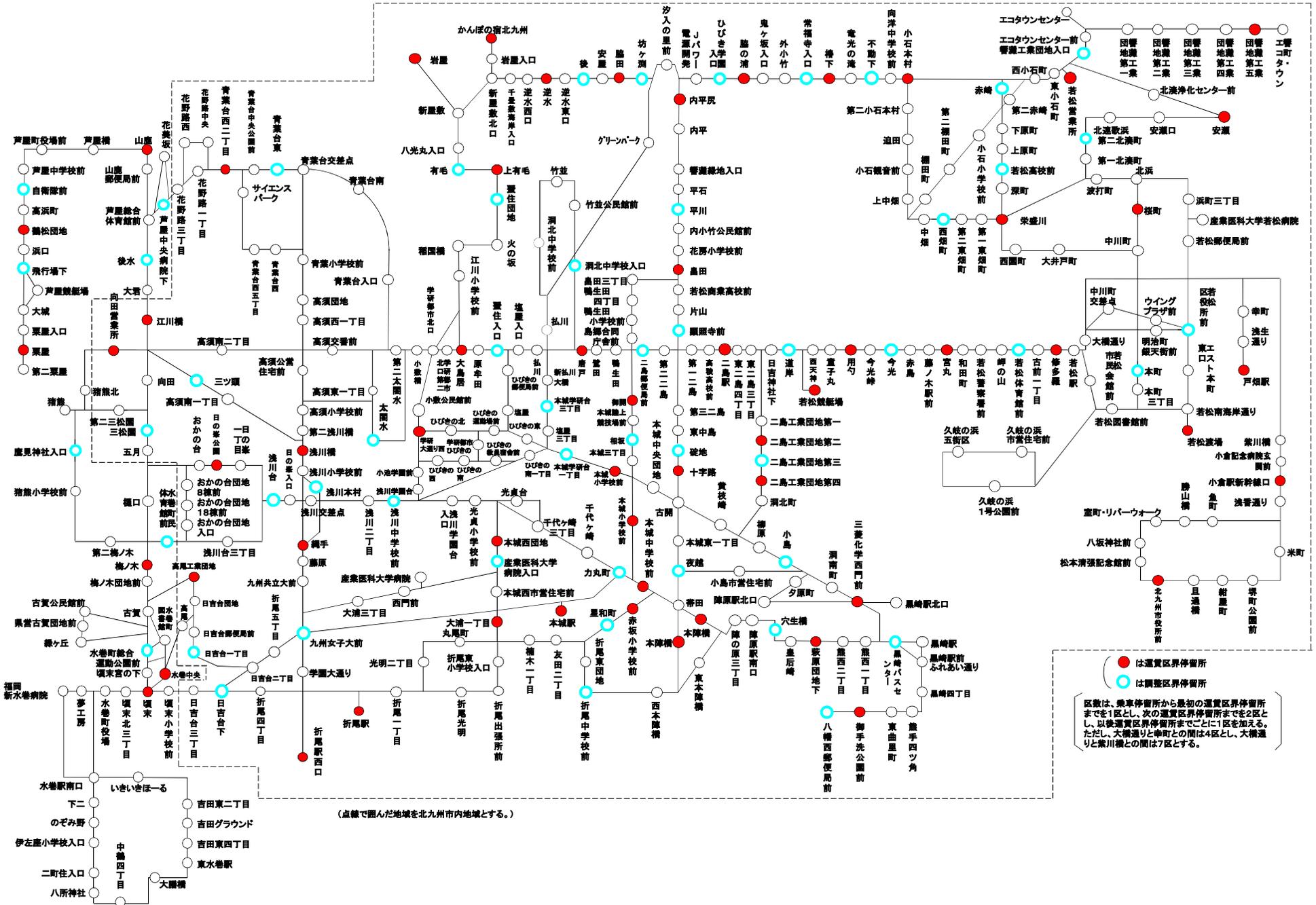
第27条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。
別表第1を次のように改める。

別表第1 (第1条関係)

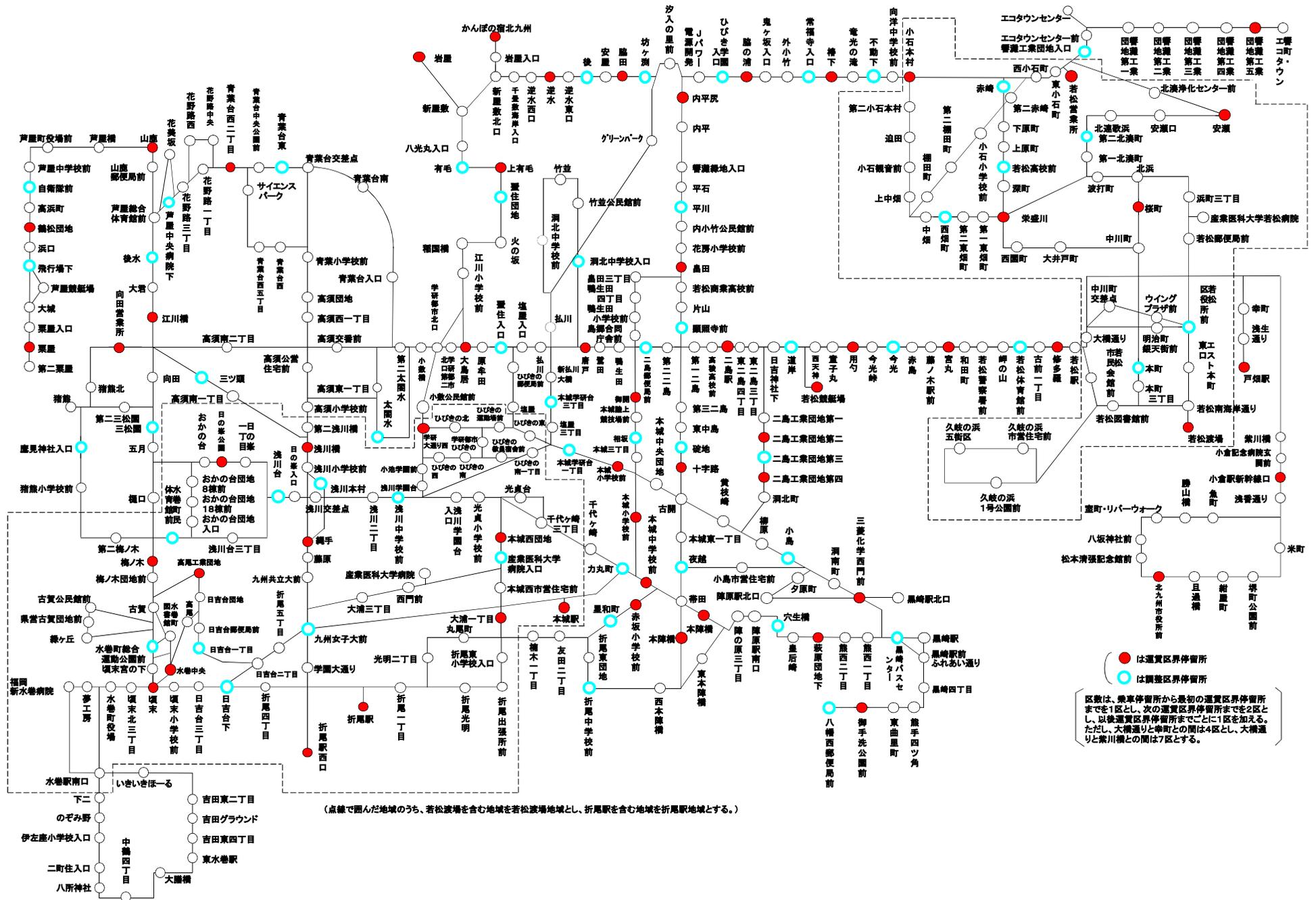


別表第 3 及び別表第 3 の 2 を次のように改める。

別表第3 (第14条の2関係)



別表第3の2 (第14条の3関係)



付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前にこの規程による改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定により発売された定期乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、この規程による改正後の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定により発売されたものとみなす。

3 この規程の施行の際、現に引受けをしている一般貸切旅客自動車運送で平成31年4月1日前に引受けをしたものの運賃及び料金については、改正後の第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第2項に定めるもののほか、この規程の施行前に旧規程の規定により発売された乗車券の取扱いに関しては、別に管理者が定める。

北九州市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 3 号

北九州市立幼稚園規則の一部を改正する規則

北九州市立幼稚園規則（昭和 3 9 年北九州市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

（保護者から徴収する額）

第 1 4 条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 8 号）別表第 3 の 1 学校教育関係の表に規定する幼稚園の使用料のうち、園児の保護者から徴収する額は、零とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 4 条の規定は、令和元年 1 0 月分の保護者から徴収する額から適用し、同年 9 月分以前の保護者から徴収する額については、なお従前の例による。

（北九州市立幼稚園規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 北九州市立幼稚園規則の一部を改正する規則（平成 2 8 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項及び付則別表を削り、付則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第16号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型企画提案方式に係る手続を開始する。

令和元年9月30日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市立医療センター食事提供業務
- (2) 業務内容 入院患者の食事の提供に係る業務
- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。
- (3) 地方独立行政法人北九州市立病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 福岡県内に本社・本店または支店・営業所があり、一般病床が500床以上の病院において、患者給食提供業務の実績を継続して2年以上有すること。
- (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める患者給食の認定（サービスマーク認定）を取得している者又は医療法第15条の2の業務委託基準に適合することを証明できる者であること。
- (6) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者又は同等の代行保証体制をとれることが確認できる者であること。

3 受託候補者を選定するための評価基準（ヒアリング等による評価を含む。）

- (1) 会社概要及び受託成績
- (2) 病院給食に対する基本的な考え
- (3) 現場管理体制

- (4) 安全衛生管理体制
- (5) 危機管理体制
- (6) 円滑な業務の遂行、患者満足度の向上に関すること
- (7) 従業員の育成等

4 手続等

(1) 担当部署

北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター事務局管理課（管理棟3階）

電話 093-541-1831

(2) 説明書（募集要領及び業務委託仕様書）の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 第1号において交付

イ 交付期間 この公告の日から令和元年10月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

(3) 事前説明会

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター別館6階 601会議室

イ 日時 令和元年10月10日午前10時

(4) 参加表明書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ

イ 提出期限 令和元年10月15日午後4時30分まで（日曜日等を除く。）

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限内に必着のこと。）

(5) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ

イ 提出期限 令和元年11月1日午後4時30分まで（日曜日等を除く。）

ウ 提出方法 持参

(6) 企画提案審査会

ア 場所 第3号に同じ

イ 日時 令和元年11月15日（時間については参加者に対し別途通知する。）

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 第4項第1号の担当部署
- (4) 詳細は、説明書による。